

第3次射水市総合計画  
基本構想素案  
基本計画素案

令和4年7月



# 目次

第1編	計画の概要 - 射水市総合計画とは -	1
	1 策定の趣旨	2
	2 計画の位置付け	2
	3 計画の構成及び計画期間	2
	4 まちづくりの主要課題	4
第2編	基本構想 - 私たちが目指す射水市 -	5
	1 射水市の将来像	6
	(1) まちの将来像	6
	(2) 目標人口	6
	(3) 将来像の実現に向けて	6
	2 基本構想の構成	7
	3 まちづくりの基本方針	8
	基本方針1 新しい命 育む未来	8
	基本方針2 元気な産業 多彩な仕事	9
	基本方針3 住みたい 住み続けたい	9
	基本方針4 自分らしく あなたらしく	10
	基本方針5 寄り添い 支え合う	10
	基本方針6 みつけて、みがく 知って、広める	10
	基本方針7 人と人 今と未来をつなぐ	11
第3編	前期基本計画 - 基本構想の実現に向けて -	13
	1 基本計画の構成	14
	2 共通の視点	15
	3 施策の体系図	16
第1部	新しい命 育む未来	19
	第1章 新しい命の誕生を支援する	20
	第2章 子どもの健やかな育ちと子育て世代を応援する	22
	第3章 子どもの成長に寄り添い支える体制を強化する	24
	第4章 生きる力を育む学校教育を推進する	26
	第5章 新しい学びの場を創出する	30
	第6章 家庭や地域での教育力を高める	32
	第7章 興味や探求心に応じた体験の場を提供する	34
第2部	元気な産業 多彩な仕事	37
	第1章 産業の競争力を高め、地域経済の振興を図る	38
	第2章 新しいビジネスの場を創出し、チャレンジしやすい環境を作る	42
	第3章 働く選択肢を増やし、働きがいのある職場づくりを進める	44
第3部	住みたい 住み続けたい	47
	第1章 快適で利便性の高い都市基盤を整える	48
	第2章 住みやすく潤いのある生活環境を整える	52

第3章 市民の安全安心を守る体制を強化する .....	54
第4部 自分らしく あなたらしく .....	59
第1章 互いに個性を認め合い、尊重し合う社会を実現する .....	60
第5部 寄り添い 支え合う .....	65
第1章 住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を充実させる .....	66
第2章 心身ともに健康的な生活を支え、安心して適切な医療を受けることができる環境を整える .....	68
第6部 みつけて、みがく 知って、広める .....	71
第1章 地域が持つ力を磨き、価値を高める .....	72
第2章 射水市の魅力を効果的に発信し、伝え広める .....	74
第7部 人と人 今と未来をつなぐ .....	77
第1章 交流によりつながりを創出する .....	78
第2章 多様な主体による協働と共創のまちづくりを進める .....	80
第3章 恵まれた自然環境を保全し、環境負荷の軽減を図る .....	82
第4章 地域の文化活動と歴史文化の継承を支援する .....	84
第5章 効率的・効果的で持続可能な行財政運営を進める .....	86
射水市の概況 .....	91
1 射水市の市勢 .....	92
(1) 地理的特性 .....	92
(2) 社会的特性 .....	93
(3) 財政状況等 .....	96
2 市民の意識等 .....	99
(1) 市民意識調査の結果概要 .....	99
3 課題の抽出と整理 .....	104
資料編 .....	105
1 計画の策定方針 .....	106
2 計画の策定体制 .....	110
3 計画の策定経過 .....	119
4 市民参画 .....	123

## 第1編

# 計画の概要

- 射水市総合計画とは -

# 1 策定の趣旨

射水市(以下、本市という。)は、平成20年3月に本市として最初の総合計画(以下、第1次計画という。)を策定し、「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」を将来像に掲げ、その実現に向けまちづくりを推進してきました。その後、東日本大震災、北陸新幹線の開業等、社会経済情勢の大きな変化等を踏まえ、第1次計画を引き継ぐ形で平成26年度を初年度とする「第2次射水市総合計画」(以下、第2次計画という。)を策定しました。第2次計画では、統合庁舎の整備をはじめとした公共施設の適正配置のほか、デジタル防災行政無線の整備や雨水対策等の安全安心なまちづくり、民営化による認定こども園の整備、妊産婦へのきめ細やかなサポートを実施する産前・産後サポート事業等の子育て支援の充実、小中学校の大規模改造や空調設備の整備といった学び環境の整備等、計画に掲げた重要施策を着実に推進してきました。

こうした中、令和2年1月に国内で最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、社会を一変させ、私たちは今日においても日常生活や働き方といった様々な場面において新たな対応が求められています。加えて、急速な人口減少や情報通信技術の進展、更にはSDGsの観点による誰一人取り残さない社会の実現、多様なあり方を認め合う心の醸成、個々の幸せのあり方を見つめ直すウェルビーイングといった考え方等、これからのまちづくりには新たな観点を取り入れることにより、地域の価値を高め、市民の満足度を向上させることが重要になっています。

このことから、本市のランドデザインを市民とともに描き、新たな射水の形を創造するため、第2次計画の期間を1年前倒しし、令和5年度を初年度とする「第3次射水市総合計画」(以下、本計画という。)を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、市政の最上位計画として、市が目指すべき姿やその実現に向けて取り組むべき施策を体系的に示すとともに、分野ごとに策定する個別計画に方向性を与えるものです。

## 3 計画の構成及び計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層により構成します。

### (1) 基本構想

本市の特性、魅力、広域的な位置付けを整理し、長期的な展望に立ち、新たな将来像とその実現のためのまちづくりの基本方針を示します。

計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

### (2) 基本計画

基本構想で示した新たな将来都市像及びまちづくりの基本方針を実現するための基本目標と各分野の主要施策を示します。

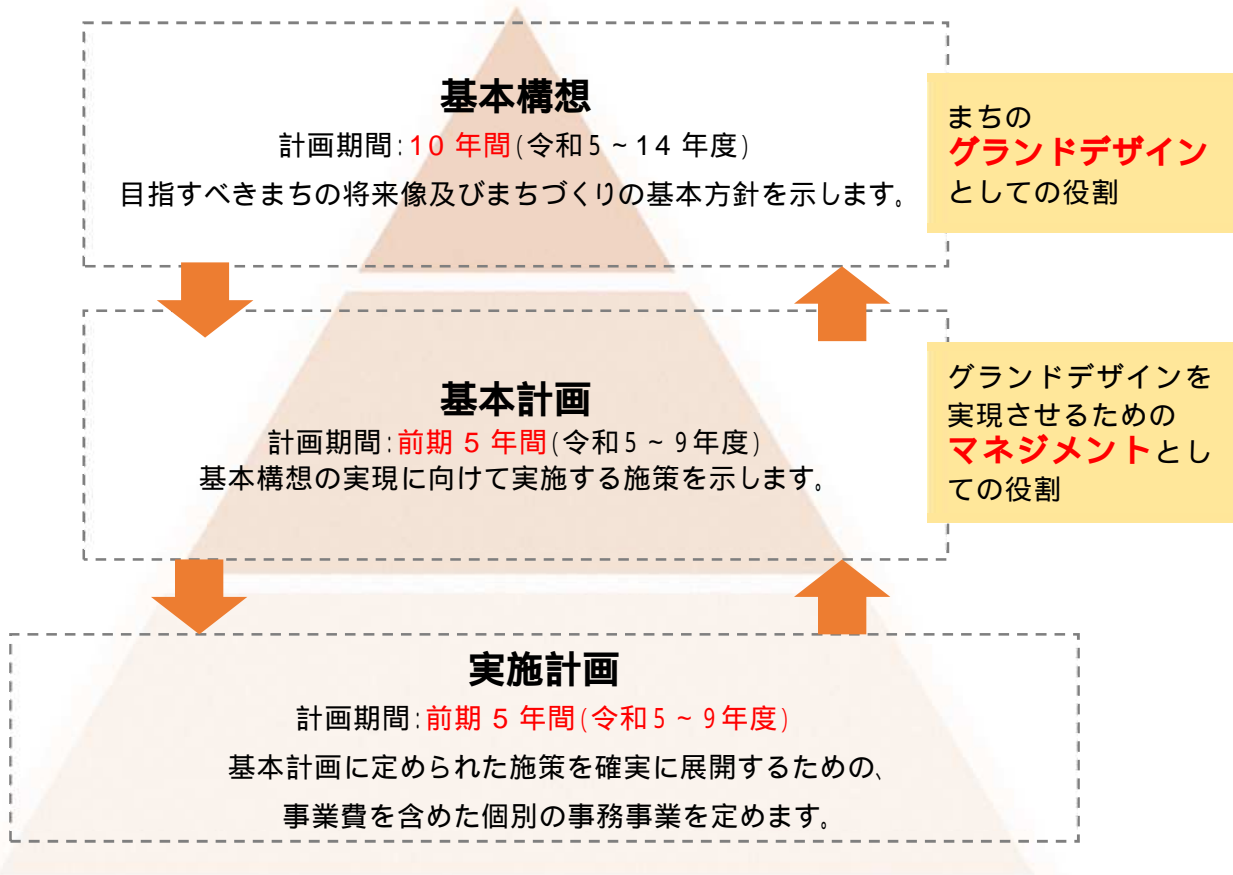
計画期間は、社会情勢等の変化に合わせて柔軟かつ的確に対応できるよう、前期5年間、後期5年間とします。

### (3) 実施計画

基本計画に定められた施策や事業を効率的・計画的に実施するために必要な事業の年次計画を示します。

計画期間は、基本計画と同様に前期5年間、後期5年間とし、必要に応じて見直します。

本計画の構成イメージ



計画期間

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
基本構想	R5～R14(10年間)									
基本計画	前期: R5～R9(5年間)					後期: R10～R14(5年間)				
実施計画	前期: R5～R9(5年間)					後期: R10～R14(5年間)				

## 4 まちづくりの主要課題

本計画の策定に当たり、時代潮流や本市の特性、市民意識の変化等から、まちづくりにおける主要課題を以下のとおり整理しました。

### 課題1 子育て支援・学校教育の充実

希望する結婚、出産への支援の充実  
妊娠期からの切れ目のない寄り添った支援の充実  
個性・能力を育む特色ある教育の推進

### 課題2 多様性を認め合い、誰もが活躍する社会の形成

女性活躍の推進  
多文化共生社会、違いを認め合う社会の実現  
多様な人材が活躍する社会の形成

### 課題3 情報化・デジタル化への対応

D Xを活用した市民の利便性の向上  
デジタルデバイド（情報格差）の解消  
情報モラル・セキュリティ対応

### 課題4 健康づくりの推進と医療体制の強化

介護予防の推進による元気な高齢者づくり  
各種健診・検診の受診促進  
主体的な健康づくり活動の推進  
地域医療体制の強化と市民病院の充実  
新型コロナウイルス感染症対策

### 課題5 地域で支え合う体制の構築

市民協働の発展による持続可能なまちづくり  
地域で見守り支え合う新しいコミュニティのかたち  
多様な主体との連携強化  
福祉サービス・相談支援体制の強化

### 課題6 環境問題への対応と自然との共生

カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進  
資源循環型社会の形成  
自然環境の保全と活用

### 課題7 安全安心なまちづくり

防災・減災、国土強靱化の推進  
防犯・交通安全対策の推進  
新型コロナウイルス感染症対策

### 課題8 産業振興と雇用創出

新たな産業の創出  
企業誘致の推進と創業支援  
雇用の創出と事業承継支援

### 課題9 地域資源を生かしたにぎわいの創出

観光資源を活用した交流人口の拡大  
関係人口の創出

### 課題10 利便性の高い都市基盤・生活環境の整備

効率的で利便性の高い公共交通網の整備  
魅力的な住環境の整備、空き家の有効活用  
道路・上下水道等インフラの適正管理と長寿命化

### 課題11 健全な財政基盤の堅持

行財政改革の推進  
公共施設マネジメントの推進



# 第2編 基本構想

- 私たちが目指す射水市 -

# 1 射水市の将来像

## (1) まちの将来像

### 【キャッチフレーズ】

キャッチフレーズの例

キャッチフレーズに込めた思い イラスト・イメージ図など

## (2) 目標人口

【定住人口】 86,000人

第2期射水市人口ビジョンに基づき、本計画の最終年度である令和14年(2032年)の定住人口の目標を86,000人とします。

## (3) 将来像の実現に向けて

総合計画は、市民の幸せのために策定するものであり、「人」のためのものです。

本計画では「人」に着目し、まちの将来像を実現するために、「ライフステージ」と「つながり」の2つの観点を基に基本方針を定めます。

また、幸福度を表す「ウェルビーイング」の観点から、市民が幸せを感じられる「将来の姿」を設定します。

「ライフステージ」...生き方や世代によって、求める施策は異なります。市民一人ひとりが本計画の内容を自分ごととして捉えることができるよう、主に射水市に定住する市民のための施策をライフステージごとに示します。

「つながり」.....本市の魅力発信や市外の人とのつながりなどのほか、市内の多様な主体同士の連携の強化や今の豊かさを次代に継承する施策を示します。

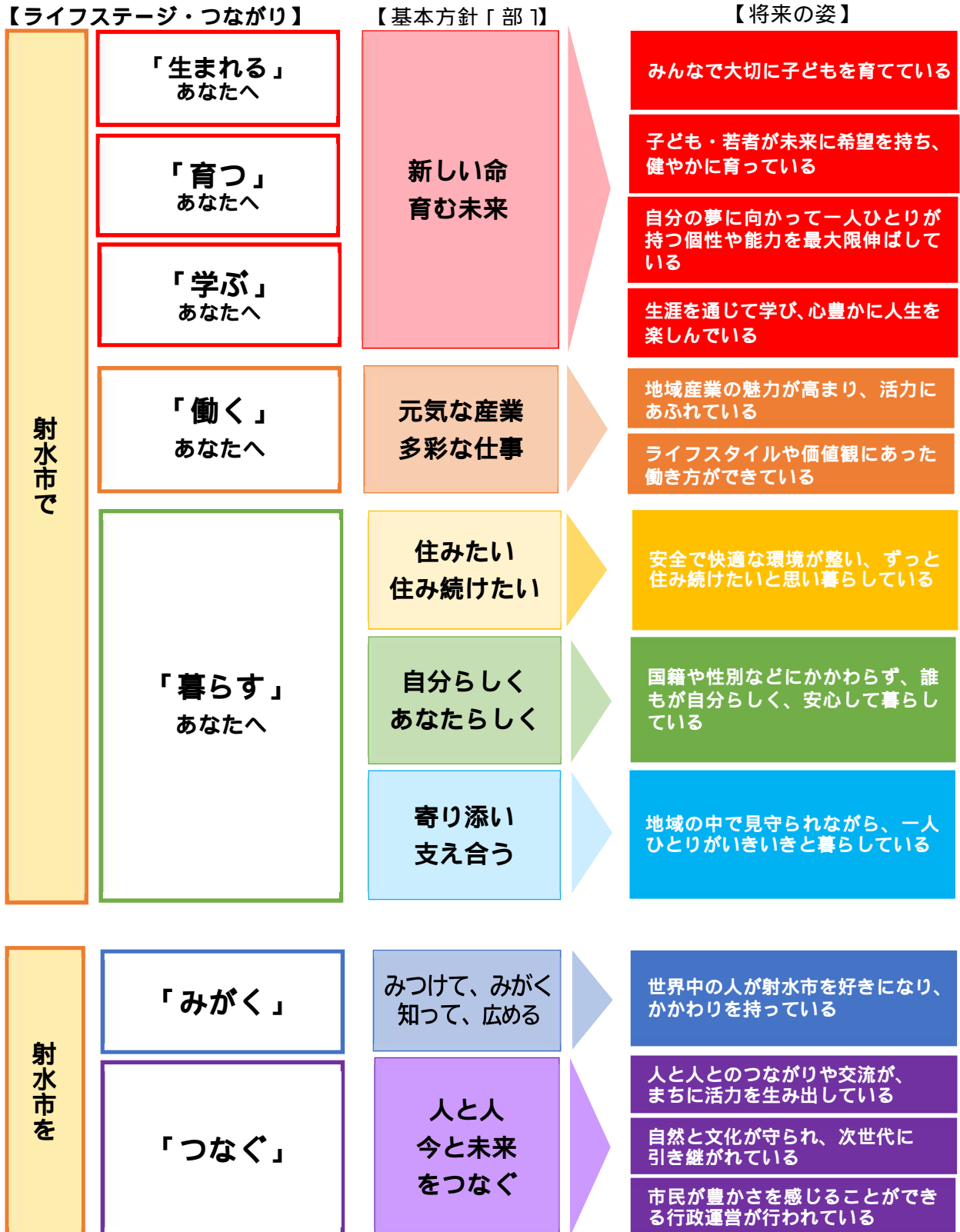
### 「“ムズムズ”人口 <sup>1</sup>3<sup>2</sup> いみず万人」(関係人口)

人口減少時代において、持続可能なまちづくりを進めていくためには、射水市に暮らす人だけでなく、市外に暮らしながら、射水市とかかわりを持つ人を増やすことが重要です。

そこで、射水市に興味や愛着を持ち、応援したくてムズムズしている人や、射水市で何か新しいこと、楽しいことを始めたくてムズムズしている人(「ムズムズ人口」と呼びます)が、10年後に132万人になっていたらいいなという「夢」を描きます。ムズムズ人口の人数は「いみず」の語呂にかけています。

## 2 基本構想の構成

[ まちの将来像 ]



### 3 まちづくりの基本方針

7つの基本方針にあわせて、具体的な13項目の「将来の姿」を設定し、23項目の基本目標を掲げて、まちづくりを進めていきます。

#### 基本方針1 新しい命 育む未来

[ライフステージ]

生まれる

育つ

学ぶ

##### 将来の姿 1 みんなで大切に子どもを育てている

##### 将来の姿 2 子ども・若者が未来に希望を持ち、健やかに育っている

結婚、妊娠、出産を望む人が、希望を叶え、安心して子どもを産み育てることができる体制を強化し、子どもたちの笑顔があふれるまちづくりを進めます。

[基本目標]

新しい命の誕生を応援する

子どもの健やかな育ちと子育て世代を応援する

子どもの成長に寄り添い支える体制を強化する

##### 将来の姿 3 自分の夢に向かって一人ひとりが持つ個性や能力を最大限伸ばしている

学校、家庭、地域が連携して、楽しみながら学び、将来への希望とふるさとへの愛着を持った子どもを育てるまちづくりを目指します。

[基本目標]

生きる力を育む学校教育を推進する

新しい学びの場を創出する

家庭や地域での教育力を高める

##### 将来の姿 4 生涯を通じて学び、心豊かに人生を楽しんでいる

大人も子どもも一緒になって、地域の中で学び、成長し続けることができるまちづくりを進めます。

[基本目標]

興味や探求心に応じた体験の場を提供する

## 基本方針 2 元気な産業 多彩な仕事

働く

### 将来の姿 5 地域産業の魅力が高まり、活力にあふれている

産業基盤や豊かな農林水産資源を生かし、競争力が高く、地域の特色ある産業が盛んなまちづくりを進めます。

[基本目標] 産業の競争力を高め、地域経済の振興を図る

### 将来の姿 6 ライフスタイルや価値観にあった働き方ができている

仕事や働き方に選択肢があり、一人ひとりがチャレンジ精神や誇りを持って働くことができるまちづくりを進めます。

[基本目標] 新しいビジネスの場を創出し、チャレンジしやすい環境を作る  
働く選択肢を増やし、働きがいのある職場づくりを進める

## 基本方針 3 住みたい 住み続けたい

暮らす

### 将来の姿 7 安全で快適な環境が整い、ずっと住み続けたいと思い暮らしている

子どもから高齢者まで多様な世代にとって、利便性が高い暮らしやすさがあり、災害等から市民の命と財産を守る安全安心な環境が整備されたまちづくりを進めます。

[基本目標] 快適で利便性の高い都市基盤を整える  
住みやすく潤いのある生活環境を整える  
市民の安全安心を守る体制を強化する

## 基本方針4 自分らしく あなたらしく

暮らす

### 将来の姿 8 国籍や性別などにかかわらず、誰もが自分らしく、安心して暮らしている

国籍や性別、年齢、障害等の有無等にかかわらず、お互いの違いを認め合い、地域の一員として、誰もが自分らしく暮らしていくことができるまちづくりを進めます。

[基本目標] 互いに個性を認め合い、尊重し合う社会を実現する

## 基本方針5 寄り添い 支え合う

暮らす

### 将来の姿 9 地域の中で見守られながら、一人ひとりがいきいきと暮らしている

医療と福祉の連携、地域での支え合いにより、困ったことがあっても誰かが助けてくれる安心感や居場所があり、ずっと暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

[基本目標] 住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を充実させる  
心身ともに健康的な生活を支え、安心して適切な医療を受け  
ることができる環境を整える

## 基本方針6 みつけて、みがく 知って、広める

みがく

### 将来の姿 10 世界中の人が射水市を好きになり、かかわりを持っている

地域資源を発掘し、磨くことで、多くの人をひきつけ魅了し、にぎわいが生まれ、更に多くの人にその魅力を伝える、発信力のあるまちづくりを進めます。

[基本目標] 地域が持つ力を磨き、価値を高める  
射水市の魅力を効果的に発信し、伝え広める

## 基本方針 7 人と人 今と未来をつなぐ

つなぐ

### 将来の姿 11 人と人とのつながりや交流が、まちに活力を生み出している

人々が行き交い、市内外の人とのつながりを生み出す寛容さを持つとともに、多様な主体が連携し、幅広い分野で協働、共創するまちづくりを進めます。

- [基本目標] 交流によりつながりを創出する  
多様な主体による協働と共創のまちづくりを進める

### 将来の姿 12 自然と文化が守られ、次世代に引き継がれている

今ある自然環境と文化を守り、次の世代のために価値ある資源として受け継いでいくまちづくりを進めます。

- [基本目標] 恵まれた自然環境を保全し、環境負荷の軽減を図る  
地域の文化活動と歴史文化の継承を支援する

### 将来の姿 13 市民が豊かさを感じることができる行政運営が行われている

社会変化に柔軟に対応した市政運営を進めることにより、誰もが日常生活の様々な場面で便利さを実感でき、満足感の高いまちづくりを進めます。

- [基本目標] 効率的・効果的で持続可能な行財政運営を進める





## 第3編

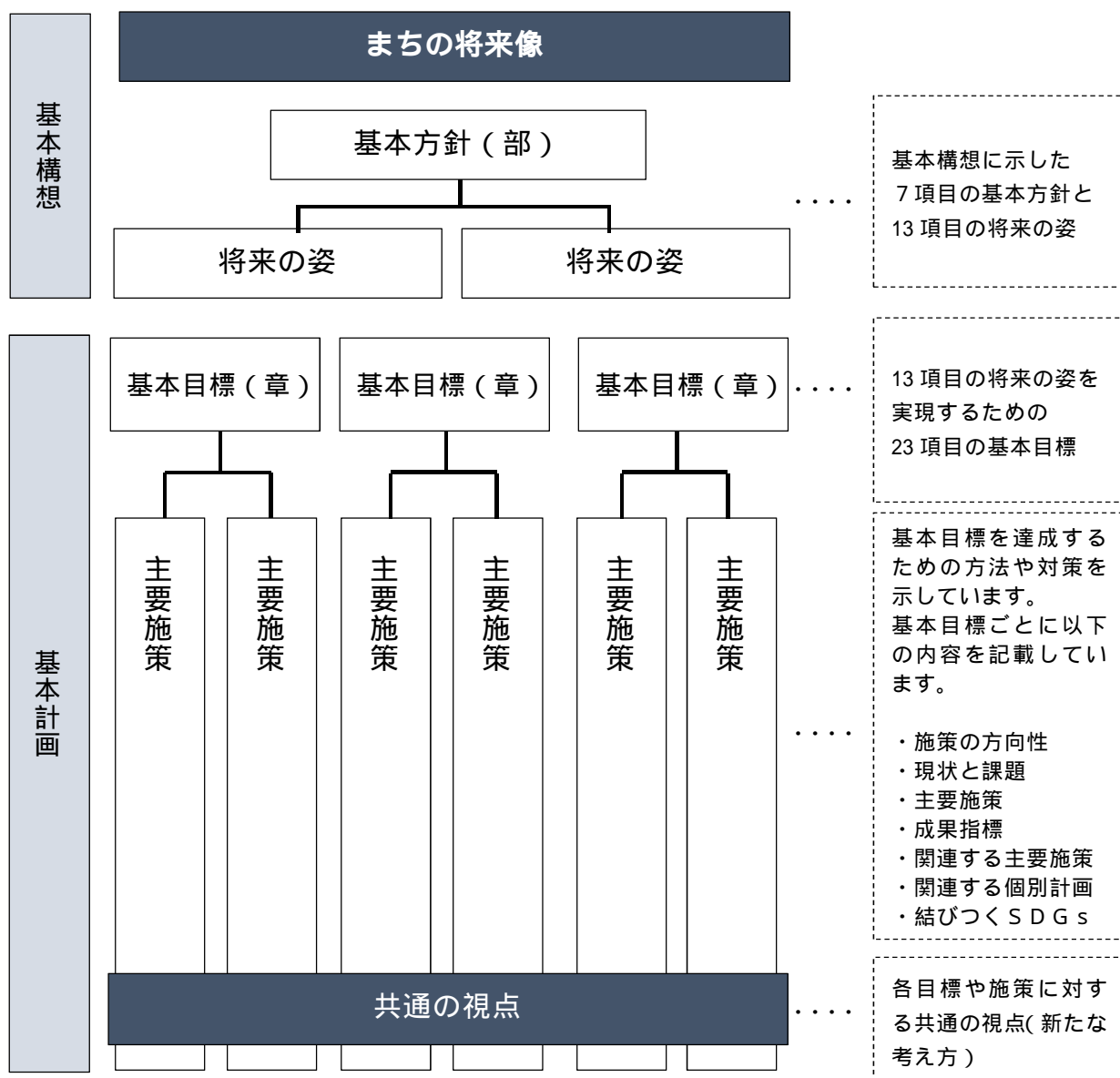
# 前期基本計画

- 基本構想の実現に向けて -

# 1 基本計画の構成

基本計画は、基本構想に掲げた将来の姿を実現するために設定したまちづくりの基本目標と、具体的な施策で構成しています。

基本目標ごとに「施策の方向性」、「現状と課題」、「主要施策」、「成果指標」、「関連する主要施策」、「関連する個別計画」、「結びつくSDGs」を示しています。



## 2 共通の視点

各基本目標の実現に向け、変化する社会情勢に対応するために必要な考え方を整理し、常に念頭に置くべき4つの新たな視点を「共通の視点」とし、政策の体系を超えて横断的、戦略的に展開することにより、計画の実行性を高め、将来像の実現を目指します。

### (1) インクルージョンの推進

性別や年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、お互いを認め合い、尊重し、誰もが受け入れられ、活躍することができる地域社会の形成に向けた取組を推進します。

[関連が強い主要施策]

1-4-2 豊かな心と健やかな体の育成	4-1-1 多様な価値観や違いを認め合う社会の形成
1-4-3 特別支援教育の充実	4-1-2 ジェンダー平等・男女共同参画の推進
1-4-5 国際化、情報化に対応した教育の充実	4-1-3 人権尊重・権利擁護の推進
2-3-3 働き方改革の推進	5-1-1 地域共生社会の実現に向けた体制づくり
2-3-4 女性活躍の推進	7-1-1 多文化共生社会の形成

### (2) ニューノーマルへの適応

新型コロナウイルス感染症によりもたらされた、日常生活や働き方等の変容、新たな価値観を今後も継続し、生かしていく取組を推進します。

[関連が強い主要施策]

2-3-1 多様な働き方ができる雇用環境の整備促進	5-2-4 感染症対策の推進
3-2-2 空き家対策の推進	6-2-1 移住・二地域居住の促進

### (3) 地方創生の推進

将来にわたって持続可能で活力あるまちづくりに向けて、人口減少の克服と地域活性化を図る取組を推進します。

[関連が強い主要施策]

1-1-2 出会いの場の創出	2-3-1 多様な働き方ができる雇用環境の整備促進
1-2-3 地域全体で子育てを支援する環境の整備	2-3-3 働き方改革の推進
1-2-4 子育て世帯の経済的負担の軽減	2-3-4 女性活躍の推進
1-4-4 郷土愛を育む教育の充実	6-1-1 観光の振興
1-5-1 高等教育機関等の新たな学びの場の創出	6-2-1 移住・二地域居住の促進
2-2-1 企業誘致の推進	7-1-3 新たな交流や多様なかわり方の促進
2-2-2 創業支援、事業承継の推進	7-2-1 協働・共創・市民参画の体制・仕組みづくりの推進

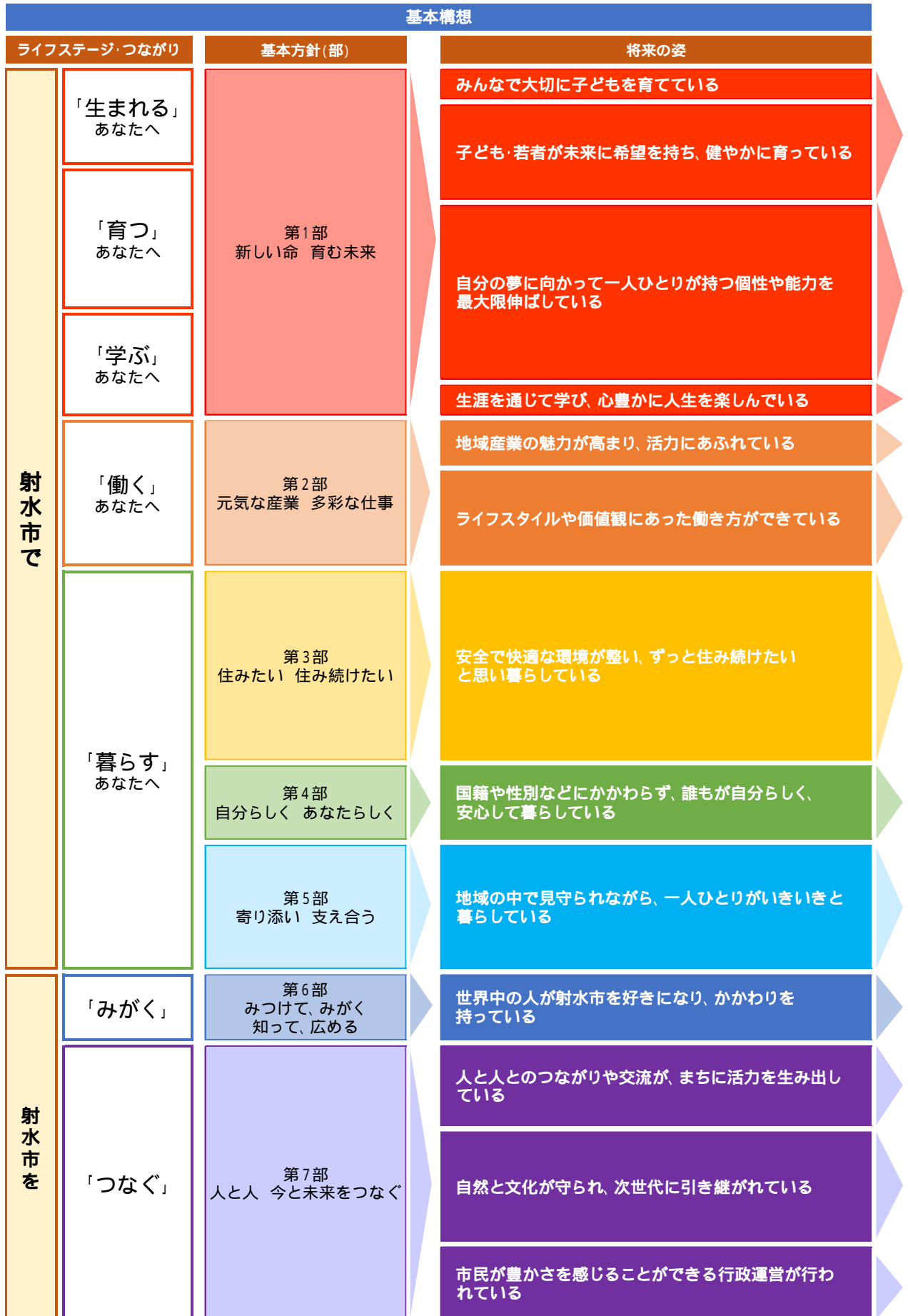
### (4) DXの活用による市民生活の向上及び行政の効率化

あらゆるライフステージで幸せを実感できる社会の実現を目指し、デジタル技術を活用することにより、様々な社会課題の解決や新たな価値の創造につなげる取組を推進します。

[関連が強い主要施策]

1-2-2 多様な保育サービス・子育て支援の充実	3-1-5 公共交通網の整備
1-4-1 確かな学力の定着	5-2-1 健康づくりの推進
1-4-5 国際化、情報化に対応した教育の充実	6-2-2 シティプロモーションの推進
1-4-7 信頼される教育の推進	7-1-3 新たな交流の創出
2-1-1 商工業の振興	7-5-5 自治体DXの推進
2-1-2 農林水産業の振興	7-5-6 電子自治体の推進
2-3-1 多様な働き方ができる雇用環境の定着	

### 3 施策の体系図



前期基本計画

基本目標(章)	主要施策	共通の視点
第1章 新しい命の誕生を応援する	1-1-1 妊娠期から切れ目のない支援の充実 1-1-2 出会いの場の創出	インクルージョンの推進 地方創生の推進 D Xの活用による市民生活の向上及び行政の効率化
第2章 子どもの健やかな育ちと子育て世代を応援する	1-2-1 親と子の健康づくりの推進 1-2-2 多様な保育サービス・子育て支援の充実 1-2-3 地域全体で子育てを支援する環境の整備 1-2-4 子育て世帯の経済的負担の軽減	
第3章 子どもの成長に寄り添い支える体制を強化する	1-3-1 専門的な相談支援の充実 1-3-2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	
第4章 生きる力を育む学校教育を推進する	1-4-1 確かな学力の定着 1-4-2 豊かな心と健やかな体の育成 1-4-3 特別支援教育の充実 1-4-4 郷土愛を育む教育の充実 1-4-5 国際化、情報化に対応した教育の充実 1-4-6 教育環境の整備 1-4-7 信頼される教育の推進	
第5章 新しい学びの場を創出する	1-5-1 高等教育機関等の新たな学びの場の創出 1-5-2 市内高等教育機関との連携強化	
第6章 家庭や地域での教育力を高める	1-6-1 家庭の教育力の向上支援 1-6-2 地域における子どもの成長支援	
第7章 興味や探求心に応じた体験の場を提供する	1-7-1 スポーツ・レクリエーションの推進 1-7-2 生涯学習活動の推進	
第1章 産業の競争力を高め、地域経済の振興を図る	2-1-1 商工業の振興 2-1-2 農林水産業の振興 2-1-3 持続可能な農林水産業の推進	
第2章 新しいビジネスの場を創出し、チャレンジしやすい環境を作る	2-2-1 企業誘致の推進 2-2-2 創業支援、事業承継の推進	
第3章 働く選択肢を増やし、働きがいのある職場づくりを進める	2-3-1 多様な働き方ができる雇用環境の整備促進 2-3-2 雇用対策の充実と職場環境の向上 2-3-3 働き方改革の推進 2-3-4 女性活躍の推進	
第1章 快適で利便性の高い都市基盤を整える	3-1-1 特性を活かしたまちづくりの推進 3-1-2 道路網の整備 3-1-3 港湾整備の促進 3-1-4 上下水道の充実 3-1-5 公共交通網の整備	
第2章 住みやすく潤いのある生活環境を整える	3-2-1 住環境の整備 3-2-2 空き家対策の推進 3-2-3 生活空間の整備・充実	
第3章 市民の安全安心を守る体制を強化する	3-3-1 防災・減災、国土強靱化の推進 3-3-2 消防・救急体制の強化 3-3-3 雪対策の推進 3-3-4 交通安全、防犯、消費者対策の推進	
第1章 互いに個性を認め合い、尊重し合う社会を実現する	4-1-1 多様な価値観や違いを認め合う社会の形成 4-1-2 ジェンダー平等(男女共同参画)の推進 4-1-3 人権尊重・権利擁護の推進 4-1-4 社会保障の充実 4-1-5 ペットとの共生	
第1章 住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を充実させる	5-1-1 地域共生社会の実現に向けた体制づくり 5-1-2 障がい者福祉の推進 5-1-3 生きがい・居場所づくり、活躍の場の創出 5-1-4 高齢者福祉の推進	
第2章 心身ともに健康的な生活を支え、安心して適切な医療を受けることができる環境を整える	5-2-1 健康づくりの推進 5-2-2 地域医療体制の充実 5-2-3 市民病院における医療の質の向上と健全運営 5-2-4 感染症対策の推進	
第1章 地域が持つ力を磨き、価値を高める	6-1-1 観光の振興 6-1-2 射水ブランドの確立と付加価値の向上	
第2章 射水市の魅力を効果的に発信し、伝え広める	6-2-1 移住・二地域居住等の促進 6-2-2 シティプロモーションの推進	
第1章 交流によりつながりを創出する	7-1-1 多文化共生社会の形成 7-1-2 姉妹都市・友好都市との交流 7-1-3 新たな交流の創出	
第2章 多様な主体による協働と共創のまちづくりを進める	7-2-1 協働・共創・市民参画の体制・仕組みづくりの推進 7-2-2 学生が参画するまちづくりの推進	
第3章 恵まれた自然環境を保全し、環境負荷の軽減を図る	7-3-1 環境保全・自然環境との共生 7-3-2 美しいまちづくり、人づくりの推進 7-3-3 資源循環型社会の形成 7-3-4 カーボンニュートラルの実現	
第4章 地域の文化活動と歴史文化の継承を支援する	7-4-1 芸術文化活動の推進 7-4-2 文化財の保存・活用 7-4-3 魅力ある町並みや風景の保全・継承	
第5章 効率的・効果的で持続可能な行財政運営を進める	7-5-1 信頼される市政の推進 7-5-2 公共施設マネジメントの推進 7-5-3 健全な行財政運営の推進 7-5-4 広域的なまちづくりの推進 7-5-5 自治体D Xの推進	



射水市で

「生まれる」

「育つ」

「学ぶ」

あなたへ

# 第1部

## 新しい命 育む未来

[ 将来の姿 ]

- ・みんなで大切に子どもを育てている
- ・子ども・若者が未来に希望を持ち、健やかに育っている
- ・自分の夢に向かって一人ひとりが持つ個性や能力を最大限伸ばしている
- ・生涯を通じて学び、心豊かに人生を楽しんでいる

## 第1章 新しい命の誕生を支援する

### 施策の 方向性

妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備します。また、出会いの場の創出から結婚につなげるための取組など、婚活支援施策の充実を図ります。

### 【現状と課題】

- 核家族化や近隣関係の希薄化、母親の出産年齢の高齢化等、子どもを産み育てる環境が変容する中、育児不安の解消や孤立化防止のため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援が必要である。
- 産後のうつや、育児に不安がある母親等の増加が見られることから、医療機関との連携支援が必要である。

- 価値観の多様化等から結婚に対する意識が変化するとともに、結婚を希望しながらも、経済的な不安や出会いの機会が乏しいことなどから、未婚の増加や晩婚化が進んでいる。
- 結婚を希望する男女への出会いの機会の提供に加え、結婚に対する不安を解消するため、結婚に関する相談、支援者の養成、ライフプランニング支援など、総合的な結婚支援の取組を強化する必要がある。

### 関連する個別計画

第二期射水市子ども・子育て支援事業計画	R 2年度～R 6年度
第2次射水市健康増進プラン	R 2年度～R 6年度
第3次射水市食育推進計画	R 3年度～R 7年度





【主要施策】

1-1-1 妊娠期から切れ目のない支援の充実

妊娠・出産・子育てに関する不安を解消するために、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。

- (1) 妊娠・出産に関する知識等の普及啓発
- (2) 産前産後ケアサポートの充実

1-1-2 出会いの場の創出

結婚を希望する男女に他団体と連携しながら、出会いの場を提供し、サポートする取組を進めます。

- (1) 婚活イベント、体験型イベント等の開催
- (2) 婚活サポーターの養成、活動支援
- (3) 県や民間との連携強化

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
母子総合相談室の認知度	80.5% R3年度 (R4.3.31)	90%	3～4か月児健康診査問診票より
育児不安の強い人の割合	4.9% R3年度 (R4.3.31)	4.0%	1か月児検診結果より
子育てが楽しいと回答する割合	97.3% R3年度 (R4.3.31)	100%	乳幼児健診問診票より

指標	基準値	目標値	説明
出会いイベント開催数	8回 R3年度 (R4.3.31)	15回 R3年度 (R4.3.31)	婚活サポーターズクラブ主催、市の補助金を活用した民間団体によるイベント開催数

関連する主要施策

1-2-1	親と子の健康づくりの推進
-------	--------------

## 第2章 子どもの健やかな育ちと子育て世代を応援する

### 施策の 方向性

子どもが健やかで心豊かに成長できるように子育て家庭を支え、安心して子育てができる地域づくりに取り組みます。

### 【現状と課題】

- 育児負担感の増大が見られることから、健康診査や相談、訪問を実施するとともに、母子保健推進員による地域とのつながりを推進し、親と子の健康づくりを支援する必要がある。
- 女性の社会進出が進むとともに、働き方の多様化、核家族化の進行等により、低年齢児を中心とした保育ニーズが高まるとともに、様々なニーズに対応した保育サービスの実施が必要となっている。
- 保育士不足が慢性化している。
- 地域とのつながりの希薄化、核家族化等に伴い子育て家庭の孤立化が進行していることから、相談体制の整備に加え、地域全体で子育てをサポートする環境が必要となっている。
- 児童生徒数の減少に伴い、地域の中で子どもたちが交流する機会が減少している。
- 社会情勢等の変化にあっても、安心して子育てができるよう、経済的負担を軽減する必要がある。

### 関連する個別計画

第二期射水市子ども・子育て支援事業計画	R2年度～R6年度
第2次射水市健康増進プラン	R2年度～R6年度
第3次射水市食育推進計画	R3年度～R7年度



【成果指標】

【主要施策】

1-2-1 親と子の健康づくりの推進

子どもの疾病や発達の遅れを早期に発見し、適切な支援が受けられるよう健診や相談体制の充実を図ります。

- (1) 健康診査、歯科健康診査等の充実
- (2) 相談支援の充実
- (3) 母子保健推進員活動による地域の子育て支援の推進

指標	基準値	目標値	説明
3歳6か月児健康診査の受診率	99.3% R3年度 (R4.3.31)	100%	3歳6か月児健康診査結果より
むし歯のない子の割合(3歳6か月児)	91.9% R3年度 (R4.3.31)	100%	3歳6か月児健康診査結果より
父親が育児に参加する割合	92.6% R3年度 (R4.3.31)	100%	乳幼児健診問診票より
乳児全戸訪問率	82.3% R3年度 (R4.3.31)	100%	母子保健推進員事業実績より

1-2-2 多様な保育サービス・子育て支援の充実

多様な保育ニーズに対応し、子どもの健やかな成長に資するため、幼児教育・保育の量の拡充と質の向上を進めます。

- (1) スマート保育の推進
- (2) 保育、子育て支援に係る人材の確保
- (3) 特別保育の充実
- (4) 専門的な支援を行うための体制整備

指標	基準値	目標値	説明
保育士奨学生数	2人 R3年度 (R4.3.31)	4人	将来射水市において保育士として勤務しようとする者に対する奨学資金の貸与人数
一時預かり実施園数	10園 R3年度 (R4.3.31)	13園	一時預かり(一般型)実施保育園数
病児保育実施園数	1園 R3年度 (R4.3.31)	2園	病児・病後児保育実施保育園数

1-2-3 地域全体で子育てを支援する環境の整備

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支える環境を整えます。

- (1) 地域の子どもたちが交流できる居場所づくり
- (2) 地域子育て支援拠点事業の充実
- (3) 相互援助活動の推進

指標	基準値	目標値	説明
児童館・児童室の利用者数	49,124人 R3年度 (R4.3.31)	70,000人	年間利用延べ人数
子育て支援センターの利用者数	5.0万人 平常時	5.5万人	年間利用延べ人数
ファミリーサポートの利用状況等	協力会員数 203人 年間利用回数 810回 R3年度 (R4.3.31)	協力会員数 300人 年間利用回数 900回	子育てを支援してほしい人がサービスを利用した回数と子育て家庭を応援したい人が協力員として登録した人数

1-2-4 子育て世帯の経済的負担の軽減

安心して子育てができるよう、子ども医療費や保育料等に係る各種支援制度の充実を図ります。

関連する主要施策

1-1-1	妊娠期から切れ目のない支援の充実
2-3-3	働き方改革の推進

## 第3章 子どもの成長に寄り添い支える体制を強化する

### 施策の 方向性

様々な困難を抱える子ども・若者の状況を把握するとともに、多職種の連携による専門的な相談支援体制を充実させ、社会的孤立を防ぐ「伴走型支援」に取り組めます。

### 【現状と課題】

- 発達障がいに関する相談が増加していることから、専門的な支援体制の拡充を図る必要がある。
- 医療的ケア児の保育に対応できる看護師の確保や保育士の養成に取り組む必要がある。

- 子ども・若者が抱えている困難が、複雑化・複合化しており、家庭環境等も変化しているため、重層的な支援体制を構築していく必要がある。
- ヤングケアラーが潜在化しており、実態を把握しにくい。

### 関連する個別計画

第二期射水市子ども・子育て支援事業計画

R2年度～R6年度



【主要施策】

1-3-1 専門的な相談支援の充実

子どもの心身の発達に悩みを抱える保護者、家族を専門的に支援する体制を整えとともに、包括的な相談体制の充実を図ります。

- (1) 発達障がい児支援体制の充実
- (2) 医療的ケア児及びその家族に対する支援
- (3) 虐待や貧困など包括的な相談体制の整備
- (4) 「子どものこころの外来」との連携体制の整備

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
子ども発達相談室の認知度(3歳6か月児)	73.6% R3年度 (R4.3.31)	80.0%	健やか親子21(第2次)アンケートより
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合(3歳6か月児)	86.8% R3年度 (R4.3.31)	90.0%	健やか親子21(第2次)アンケートより

1-3-2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

子どもが安心できる居場所づくりや、様々な事情で自己実現の機会が奪われている子ども達への支援の充実を図ります。

- (1) 地域における子ども・若者の居場所、活動の場の充実
- (2) ヤングケアラーの早期発見と継続的支援

指標	基準値	目標値	説明
子どもの悩み総合相談室の認知度	42.0% R3年度 (R4.3.31)	50.0%	射水市子ども・子育て支援事業計画にかかるアンケートで「子どもの悩み総合相談室を知っている」と答えた子どもの割合

関連する主要施策

4-1-3	人権尊重・権利擁護の推進
5-1-2	障がい者福祉の推進

## 第4章 生きる力を育む学校教育を推進する

### 施策の 方向性

子どもたちが主体的に学び、同年代の子どもや教員、保護者、地域の大人たちと  
かわりながら、将来の射水市を担い、様々な分野で活躍し生きぬいていく力を身  
に付けることができる学びの環境づくりに取り組みます。

### 【現状と課題】

- 確かな学力の育成のため、基本的な知識・技能や思考力、判断力を育む教育を推進する  
とともに、子どもたち自らが課題発見、解決に主体的に取り組む学習の推進、家庭学習  
も含めた学習習慣の定着を図り、学習意欲の喚起に継続して取り組む必要がある。
- 小中学校の連携を密にし、指導方法や指導体制を共通理解することにより、9年間を見  
通した子どもの学びの体制づくりに取り組む必要がある。

- 不登校となる児童生徒が増加傾向にあり、その要因については、親子関係や家族関係等  
の家庭環境に起因するものや、複雑な事例も増加していることから、学校と家庭、関係  
機関や地域との連携を強化し、相談体制を一層充実させる必要がある。
- 学校だけでなく家庭や地域とともに、互いの人権を尊重するなど人権意識の向上を図  
り、いじめの防止や自己肯定感の醸成に一層取り組んでいかなければならない。
- 子どもたちが時代の変化に対応し、充実した生活を送ることができるよう、心身ともに  
たくましい子どもの育成に取り組む必要がある。



【主要施策】

1-4-1 確かな学力の定着

学習指導要領を着実に実施することで、基本的な知識や技能を確実に習得し、主体的協働的に学び合い、お互いに高め合うことのできる子どもを育成します。

- (1) 個別最適な学びと協働的な学びの推進
- (2) 小・中学校の連携強化

1-4-2 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちの豊かな人間性を育み、健やかに成長できるよう取り組みます。

- (1) いじめ防止対策、人権教育の推進
- (2) 学校生活における相談体制の充実
- (3) 体力の向上、心身の健康づくり
- (4) 多様な価値観や背景をもつ児童生徒への支援の充実
- (5) 学校部活動の在り方の検討

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
「授業がよくわかる」児童生徒の割合	小学校 94.7% 中学校 86.7% R3年度 (R4.3.31)	100%	各小・中学校が児童生徒に実施するアンケートで「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と答えた児童生徒の割合
家庭学習の一日当たりの時間が「10分間×学年」以上の児童生徒の割合	小学校 89.0% 中学校 63.7% R3年度 (R4.3.31)	100%	各小・中学校が児童生徒に実施するアンケートで「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と答えた児童生徒の割合

指標	基準値	目標値	説明
「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の割合	小学校 82.1% 中学校 80.8% R3年度 (R3.5.27)	100%	全国学力・学習状況調査で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の割合
不登校児童生徒数	小学校 37人 中学校 90人 R3年度 (R4.3.31)	減少	年間30日以上欠席した児童生徒のうち病気や経済的な理由の者を除いた人数
朝ごはんを毎日食べてくる児童生徒の割合	小学校 99.0% 中学校 97.9% R3年度 (R3.11.12)	100%	「とやまゲンキッズ作戦」集計に基づく朝食を毎日食べる児童生徒の割合
休日の部活動を地域に移行した割合		100%	休日の部活動を地域に移行した割合

【現状と課題】

- 特別な支援が必要な児童生徒が増加しており、一人ひとりの状態や発達の段階に応じた指導や支援体制のさらなる充実が求められている。

- 子どもたちがふるさとに愛着を持ち、将来の射水市を担う人材となるよう、ふるさと射水への郷土愛と誇りを育むための教育を推進していく必要がある。
- ふるさとの豊かな自然環境の大切さを認識し、次代に伝えていくための課題発見や、解決策を考える学習活動の充実に取り組む必要がある。

- 国際化や情報化が加速する社会情勢に対応できる、グローバル人材育成のための基盤づくりに取り組む必要がある。

- 学校施設の老朽化に伴い、大規模改造や長寿命化改良工事を計画的に実施するとともに、工事に合わせて、学校施設のバリアフリー化を推進する必要がある。
- 日常生活での安全確保や災害への理解を深め、的確な判断のもとで行動できる子どもの育成に取り組む必要がある。
- 児童生徒数の減少が見込まれており、望ましい教育環境の実現のため、学校の在り方を検討していく必要がある。

- 地域の力を学校運営に生かす、地域とともにある学校づくりを進める仕組みづくりを推進していく必要がある。
- 教員の多忙化解消に取り組むとともに、教員が意欲的に働くことのできる環境づくりを進めていく必要がある。

関連する個別計画

射水市教育振興基本計画	H27年度～R6年度
射水市公共施設個別施設計画	R3年度～R15年度



【主要施策】

1-4-3 特別支援教育の充実

特別な支援が必要な子どもが充実した学校生活を送ることができるよう、多様な学びの場の充実に取り組みます。

- (1) 相談、支援体制の充実
- (2) 関係機関との連携強化

1-4-4 郷土愛を育む教育の充実

地域に学び、地域にかかわり、郷土愛を育む教育を推進します。

- (1) ふるさと射水への愛着を育む教育の充実
- (2) 環境教育など、持続可能な社会を目指す学習の推進

1-4-5 国際化、情報化に対応した教育の充実

国際社会に対応できる人材の基盤づくりを推進します。

- (1) ICTを活用した情報活用能力の向上
- (2) 外国語教育の充実

1-4-6 教育環境の整備

児童生徒が安全に安心して学ぶことができる教育環境の整備に努めます。

- (1) 学校施設・設備の計画的な整備
- (2) 児童生徒の安全確保のための取組の推進
- (3) 学校の適正規模・適正配置を踏まえた望ましい教育環境の推進

1-4-7 信頼される教育の推進

学校と地域、保護者との連携を一層強化し、教育の充実を図ります。

- (1) コミュニティ・スクール等による地域とともにある学校づくりの推進
- (2) 教員の資質能力の向上
- (3) スマートスクールの推進

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
採用後10年未満の教員のうち、特別支援学級を担任したことの割合	16.6% R4年度 (R4.4.1)	30.0%	採用後10年未満の各小・中学校教員のうち、特別支援学級を担任したことの割合

指標	基準値	目標値	説明
「地域の行事に参加している」児童生徒の割合	小学校 77.0% 中学校 63.4% R3年度 (R3.5.27)	増加	全国学力・学習状況調査で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒の割合

指標	基準値	目標値	説明
授業でICT機器を「ほぼ毎日」使用した児童生徒の割合	小学校 8.3% 中学校 4.9% R3年度 (R3.5.27)	100%	全国学力・学習状況調査で「ほぼ毎日」と答えた児童生徒の割合

指標	基準値	目標値	説明
学校施設のバリアフリー化の整備率	小学校 86.7% 中学校 100% R3年度 (R4.3.31)	100%	文部科学省が示す「公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標」に掲げられた対象の整備率

指標	基準値	目標値	説明
コミュニティ・スクールの設置数	R3年度 (R4.3.31)	8校	各小・中学校のコミュニティ・スクール設置校数

関連する主要施策

1-6-1	家庭の教育力の向上支援	1-7-2	生涯学習活動の推進
1-6-2	地域における子どもの成長支援	7-3-2	美しいまちづくり、ひとづくりの推進
1-7-1	スポーツ・レクリエーションの推進	7-4-2	文化財の保存・活用

## 第5章 新しい学びの場を創出する

### 施策の 方向性

高等教育機関が持つ知見をまちづくりに生かすため、市を研究フィールドとした地域課題の解決に向けた実践的な学びの場を創出するとともに、高等教育機関を中心に、地域や民間事業者など、組織の枠組を超えた多様な主体による連携体制の構築を図ります。

### 【現状と課題】

- 多様な分野の学びの選択肢が求められるなど、若者の意識の変化を踏まえた新たな学びの場が必要とされている。
- 東京一極集中を是正し、都会から地方への若者の流れを促進するなど、ニューノーマルを踏まえた高等教育機関との連携による地方創生の取組が必要である。

- 人口減少・少子高齢化への対応、新たな産業の振興と雇用の創出など、多様化・複雑化する地域課題の解決に向け、高等教育機関の知的資源や人材を生かした取組が必要である。
- 様々な課題に臨機応変に対応するため、高等教育機関をはじめとする教育・研究機関に加え、組織や分野の枠を超えた地域にかかわる各主体が連携した組織による取組が必要である。



【主要施策】

1-5-1 高等教育機関等の新たな学びの場の創出

市内外の高等教育機関の教育・研究フィールドとした新たな学びの場を創出することにより、多様な学びの選択肢を広げ、学生の地方定着の促進や地域の価値向上につながる取組を進めます。

- (1) サテライトキャンパスの誘致
- (2) 学びの地域拠点、研究フィールドの場の創出

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
学びの地域拠点の設置数	R3年度 (R4.3.31)	2箇所	市域を高等教育機関の学びの拠点(研究フィールド)として活用した件数

1-5-2 高等教育機関との連携の推進

地域課題の解決に向けた人材育成や個々の能力を磨く学び直しの取組など、高等教育機関をはじめ、地域や民間事業者を含めた多角的な連携を推進します。

- (1) 高等教育機関との連携強化
- (2) 地域との連携による研究活動への支援
- (3) 地域社会を担う人材育成への支援
- (4) リカレント教育の推進
- (5) 公民学連携によるまちづくりの推進

指標	基準値	目標値	説明
高等教育機関との連携事業数(累計)	1件 R3年度 (R4.3.31)	25件	市と高等教育機関が連携して実施する事業数
とやま呉西圏域調査研究事業への申請数(累計)	43件 R3年度 (R4.3.31)	80件	各高等教育機関の教員からとやま呉西圏域調査研究事業へ申請された件数

関連する主要施策

1-7-2	生涯学習活動の推進
2-1-1	商工業の振興
2-3-2	雇用対策の充実と職場環境の向上
7-2-2	学生・生徒が参画するまちづくりの推進

## 第6章 家庭や地域での教育力を高める

### 施策の 方向性

子どもが規則正しい生活習慣や社会規範を身に着けるための最も身近な教育の場となる「家庭」と、多世代間の交流により社会性を育む「地域」が連携し、地域社会全体で子どもを支え育てていく環境づくりを推進します。

### 【現状と課題】

- 核家族化や高い共働き率に加え、SNSの普及など、子どもを取り巻く環境の変化により、親子関係の希薄化等、子育てに関する悩みを抱える保護者が多く存在するため、「家庭教育」の重要性の啓発や、保護者への支援が必要である。
- 少子化、近隣関係の希薄化等により、子どもが地域住民や子ども同士で交流する機会が減少しているため、地域の自然や郷土の伝統芸能等を活用した体験学習や交流を促進し、心豊かな子どもの成長を育む必要がある。
- 放課後子ども教室、土曜学習の指導者が高齢化しているため、新たな指導者を育成・確保する必要がある。
- 核家族化や親の共働きにより、放課後に子どもが孤立化しないよう、安全に過ごすことができる場所を整える必要がある。



【主要施策】

1-6-1 家庭の教育力の向上支援

あったか家族の啓発や、親が子育てについて学ぶ場を充実させる等、健やかに子どもを育てるための活動を支援します。

- (1) あたたかな家庭環境づくりの啓発
- (2) 子どもの成長段階に応じた「親の学び」への支援

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
親を学び伝える学習プログラムの参加率	17.9% R3年度 (R4.3.31)	70%	市内全小・中学校の児童・生徒数のうち「親学び講座」への延べ参加者数の割合

1-6-2 地域における子どもの成長支援

地域社会全体で教育・子育ての機能を果たすために、子どもが様々な世代の人たちとかかわる機会の充実を図ります。

- (1) 地域での教育の推進と指導者の確保
- (2) 多世代交流機会の充実
- (3) 安全な子どもの居場所の確保

指標	基準値	目標値	説明
放課後子ども教室等参加率	13.7% R3年度 (R4.3.31)	20%	市内全小学校児童数のうち、放課後子ども教室及び土曜学習推進事業の登録児童数の割合

関連する主要施策

1-4-1	確かな学力の定着
1-4-4	郷土愛を育む教育の充実
1-4-7	信頼される教育の推進

## 第7章 興味や探求心に応じた体験の場を提供する

### 施策の 方向性

市民がライフスタイルに応じて楽しくスポーツや生涯学習活動に参加できるよう、活動環境の充実を図るとともに、地域での主体的な活動を支援していきます。

### 【現状と課題】

- 体力・運動能力の低下が進む中、新型コロナウイルス感染症により、スポーツを取り巻く環境も大きく変化したことから、スポーツに親しむ機会づくりを提供する必要がある。
- スポーツ施設の老朽化が進んでいることから、施設の更新を進めるとともに、市民がスポーツ活動ができる場所の充実を図る必要がある。
- 部活動の段階的な地域移行を進めるにあたり、地域スポーツ指導者の活用と資質の向上を図る必要がある。

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種講座・教室等の中止により、生涯学習活動が制限されていたことを踏まえ、これからの活動の在り方を検討する必要がある。
- 地域住民の学習ニーズに対し、市単独では魅力的な事業を企画し続けることが難しいため、関係機関・団体と連携し、新たな学びの場を創出する必要がある。

### 関連する個別計画

射水市スポーツ推進計画

H26年度～R5年度



【主要施策】

1-7-1 スポーツ・レクリエーションの推進

市民誰もが気軽にスポーツに親しめる環境を整えるとともに、全国の舞台で活躍できる選手の育成強化を図ります。

- (1) 各種スポーツ団体の活動支援
- (2) 施設の充実、利用促進
- (3) 地域スポーツを支える指導者の育成・確保
- (4) 選手の育成強化

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
スポーツ指導者数	154人 R3年度 (R4.3.31)	170人	(公財)日本体育協会に登録している市内の公認スポーツ指導者数

1-7-2 生涯学習活動の推進

多様化するライフスタイルやニーズに応じた生涯学習活動の在り方を検討するとともに、地域資源を活用した学習機会の充実を図ります。

- (1) ニーズに応じた生涯学習機会の充実
- (2) 郷土について学ぶ機会の充実
- (3) 生涯学習の新たな在り方の検討・推進
- (4) 図書館機能の充実

指標	基準値	目標値	説明
生涯学習講座の年間延べ受講者数(コミュニティセンター27館)	16,325人 R3年度 (R4.3.31)	43,000人	市との委託契約に基づき地域振興会がコミュニティセンター等で開催する生涯学習講座の年間延べ受講者数
市民一人当たりの図書貸出冊数	4.9冊 R3年度 (R4.3.31)	6.3冊	市内図書館全館の利用者を対象とした市民一人当たりの年間貸出冊数

関連する主要施策

1-4-2	豊かな心と健やかな体の育成
1-5-2	高等教育機関との連携の推進
7-4-1	芸術文化活動の推進
7-4-2	文化財の保存・活用





射水市で

「働く」

あなたへ

## 第2部

# 元気な産業 多彩な仕事

[ 将来の姿 ]

- ・ 地域産業の魅力が高まり、活力にあふれている
- ・ ライフスタイルや価値観にあった働き方ができている

## 第1章 産業の競争力を高め、地域経済の振興を図る

### 施策の 方向性

多種多様な連携や地域経済循環の推進等による商工業振興を図ります。  
また、一次産業の効率的かつ安定的な生産体制の構築を図り、雇用の増大や生産者の所得向上に向けた施策に取り組みます。さらには、環境負荷の低減や農地や森林、水産資源を保全し、それぞれが持つ多面的機能を十分に活かすことのできる持続可能な農林水産業の振興に取り組みます。

### 【現状と課題】

- 原油価格や物価の高騰など、世界経済の不確実性が増大し、中小企業の経営基盤がぜい弱化しており、資金調達の円滑化や企業向け相談など、経営の安定化に向けた支援強化が必要である。
- 郊外への大規模小売店の進出、EC市場の拡大等に伴う影響が懸念される中、商店街等の活性化への取組が必要である。
- 新たな地元産品の創出など、地域の魅力を高める取組が必要である。
- 人口減少に伴う消費市場の縮小や情報通信技術の進歩に伴う経営環境の多様化・変化への対応が必要である。



## 【主要施策】

## 2-1-1 商工業の振興

地域経済を支える中小企業が、安定した経営基盤のもとで行う新たな取組を支援するなど、商工業の活力が持続できるよう取り組みます。

- (1) 経営基盤の強化
- (2) 官民連携のまちづくりの推進
- (3) 商店街活性化への支援
- (4) 新技術・新商品の開発支援
- (5) 産学官金連携、異業種間連携の促進
- (6) 市内企業のデジタル化の推進
- (7) 販路開拓・拡大の推進
- (8) 新たな経済循環の創出

## 【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
産学官金共同研究の年間件数	9件 R3年度 (R4.3.31)	15件/年	市内企業と高等教育機関等との共同研究件数
製造品出荷額等	5,313億円 R元年度 (R1.12.31)	5,600億円	経済産業省「工業統計調査」の公表数値
中小企業販路拡大支援事業件数	4件 R3年度 (R4.3.31)	16件/年	中小企業者等が展示会や商談会等に出店する場合の経費の一部を補助するビジネスマッチング販路等拡大支援事業補助金の利用件数
専門家活用支援事業利用件数	R3年度 (R4.3.31)	10件/年	中小企業者等が専門家活用支援事業を利用した件数

【現状と課題】

- 需要の減少により農水産物価格が低迷していることから、ICT、IoT、AI技術を活用した生産活動の省力化・スマート化や、ほ場の大区画化や大型農業機械の導入等による農業経営の効率化による、生産原価の低減、付加価値の高い農水産物の生産やブランド力の向上が必要である。
- 農業水利施設や漁港施設に対して防災基盤としての役割が期待されていることから、老朽化した施設の更新や長寿命化が必要である。

- 農林水産業の担い手の高齢化・後継者不足が進んできていることから、人材の確保・育成、事業の継承に関する取組が必要である。
- 限りある水産資源を有効活用し、水産業を持続可能なものにするため、資源管理、つくり育てる漁業の取組が必要である。
- 地球温暖化、土砂の流出及び鳥獣被害の防止の観点から、森林の果たす役割（公益的機能）や森林資源の活用が期待されていることから、適正な管理が必要である。

関連する個別計画

第2次射水市中小企業振興計画	R1年度～R5年度
経営発達支援計画	R2年度～R6年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	R3年度～R8年度
浜の活力再生プラン（第2期）	R2年度～R6年度
森林整備計画	H31年度～R11年度

【主要施策】

2-1-2 農林水産業の振興

付加価値の向上や生産原価の低減により収益性の高い生産体制の構築を推進します。

- (1) スマート農業・漁業の推進
- (2) 高品質・収益性の高い農水産物生産の推進、ブランド化
- (3) 販路の拡大、輸出促進、地産地消の推進
- (4) 生産基盤の整備と安定的な経営支援
- (5) 漁船停泊施設の拡張、漁港整備計画の検討

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
農産物の販売額	2,168 百万円 R3年度 (R4.3.31)	2,170 百万円	JA いみず野が1年間に取引扱う農産物の販売額
農地所有適格法人の経常利益額	275 百万円 (R3年度決算)	282 百万円	毎年農業委員会に報告される事業報告の経常利益の総額
1人あたりの漁業所得	3,018 千円 R2年 (R2.12.31) (対象人数 182人)	3,320 千円	漁業所得は[漁業収入-漁業コスト]

2-1-3 持続可能な農林水産業の推進

次世代を担う人材の育成・確保を支援します。また、将来にわたり安心して農林水産業が営めるよう、環境に配慮した生産活動の取組を推進します。

- (1) 担い手の育成・確保への支援
- (2) つくり育てる漁業の充実
- (3) 多面的機能を持つ農地、森林、海面・内水面の保全・育成
- (4) 生産活動における環境負荷低減の推進
- (5) 有害鳥獣対策の推進

指標	基準値	目標値	説明
担い手への農地集積率	88.4% R3年度 (R3.10頃)	90.0%	経営所得安定対策加入者の耕作面積のうち、担い手の耕作面積の割合
新規就農者	R3年度 (R4.3.31)	10人	
新規漁業就業者数	R3年度 (R4.3.31)	5人	

関連する主要施策

1-5-2	高等教育機関との連携の推進
2-2-2	創業支援・事業承継の推進
6-1-2	射水ブランドの確立と付加価値の向上
7-2-2	学生・生徒が参画するまちづくりの推進
7-3-4	カーボンニュートラルの実現

## 第2章 新しいビジネスの場を創出し、チャレンジしやすい環境を作る

### 施策の 方向性

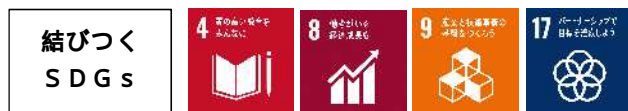
地域の雇用創出と地域経済の活性化を図るため、新たな企業の立地の推進や創業や起業を促進する支援の充実を図ります。また、中小企業の経営者の高齢化が進む中で企業活動の継続を図るため、事業承継に向けた支援の充実を図ります。

### 【現状と課題】

- 若者や女性が市外や県外に流出する傾向にあり、魅力ある就業先を確保することで、転出に歯止めをかける必要がある。
  - BCP対策や新しい働き方の普及に伴い、都市圏企業の地方分散化のニーズが高まりつつあるほか、市内企業が事業展開を行うための用地ニーズが高まっており、新たな事業用地を確保する必要がある。
  - 域内経済循環を高めるため、市内の取引機会の拡大を図る必要がある。
- 
- 地域経済の新たな活力となる起業・創業者を育成・サポートするための支援策の充実が必要である。
  - 経営者の高齢化や後継者不足に伴う廃業等の増加により、地域の賑わい低下や技術・技能の喪失が懸念されており、後継者の確保や事業承継を促進する取組が必要である。
  - 地域の雇用問題の解決や地域全体の就業意識を向上させるため、キャリア教育の充実が必要である。
  - 次代を担う若者や子供たちが、地域に定着し、活躍できる環境づくりが必要である。

### 関連する個別計画

第2次射水市中小企業振興計画	R1年度～R5年度
経営発達支援計画	R2年度～R6年度
射水市創業支援等事業計画	H26年度～



## 【主要施策】

## 2-2-1 企業誘致の推進

多様な企業の新規立地を促進し、地域経済の活性化を図ります。

- (1) 優良企業の誘致の推進
- (2) 新たな企業団地や経済活動の場の整備・充実

## 【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
企業団地分譲率	97.6% R3年度 (R4.3.31)	100%	令和5年4月、沖塚原企業団地を追加予定

## 2-2-2 創業支援、事業承継の推進

商工業の活性化や持続化を図るため、起業・創業者へのサポート体制の充実や、経営の事業継承への支援の充実に取り組みます。

- (1) 次代を担う起業・創業支援の充実
- (2) 事業承継支援の推進
- (3) 次代を担う子どもたちの職業観の醸成

指標	基準値	目標値	説明
創業支援事業補助金利用件数	13件 R3年度 (R4.3.31)	17件/年	創業支援事業補助金を利用して起業・創業した事業者の数

## 関連する主要施策

2-1-1	商工業の振興
7-3-4	カーボンニュートラルの実現

### 第3章 働く選択肢を増やし、働きがいのある職場づくりを進める

#### 施策の 方向性

多様な価値観やライフスタイルに対応した雇用環境の整備促進や働く人一人ひとりがその能力を高め、十分に発揮できる人材の育成に取り組みます。また、働く意欲のある誰もがそれぞれの能力を生かし安心して働くことができる、多様な人材が活躍する職場づくりに取り組むとともに、仕事と家庭が両立できる職場環境の改善や雇用の安定化を支援します。

#### 【現状と課題】

- 社会・経済情勢の変化に伴い、働き方やライフスタイルが変化中、多様な働き方が可能な職場環境の整備促進が求められている。
- 学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職が増加しており、適正な就業マッチングを行う必要がある。
- 有効求人倍率は回復している一方、雇用のミスマッチにより様々な業種で人手不足が起きており、働く意欲のある人、再就職を希望する人など、誰もが多様な職種に挑戦できる支援の充実が必要である。
- 企業の規模にかかわらず、全ての労働者が充実した余暇を過ごし、やりがいをもって就労できるよう、福利厚生等の充実が必要である。
- 就労に対する価値観が多様化する中、働く意欲のある誰もが働きがいをもって活躍できる職場環境づくりが必要である。
- 自分らしい生活スタイルを実現するとともに、仕事の効率を向上させるため、職場環境の整備促進が必要である。
- 女性のキャリアに対する志向や働き方に関するニーズの変化に対応するため、性別にかかわらず、誰もが活躍できる職場環境づくりが必要である。

#### 関連する個別計画

第2次射水市男女共同参画計画（改訂版）	R4年度～R8年度
第2次射水市中小企業振興計画	R1年度～R5年度
経営発達支援計画	R2年度～R6年度





## 【主要施策】

## 2-3-1 多様な働き方ができる雇用環境の整備促進

多様なライフスタイルに合わせた働き場所を提供するため、サテライトオフィス等の整備促進を図ります。

- (1) サテライトオフィス等の開設支援

## 2-3-2 雇用対策の充実と職場環境の向上

雇用のミスマッチを防ぎ、離職による人材不足を解消するため、雇用対策や職場環境の充実を図ります。

- (1) 就業・雇用に関する情報提供  
 (2) 職業能力開発支援  
 (3) 就業マッチングの場の充実  
 (4) 勤労者福祉の充実

## 2-3-3 働き方改革の推進

就労を希望する誰もが、ワークライフバランスを実現できる職場環境の充実を図ります。

- (1) 高齢者、障がい者等の雇用促進、就労の場の充実  
 (2) ワークライフバランスの実現に向けた職場環境の整備

## 2-3-4 女性活躍の推進

性別にかかわらず、家事や育児、介護を含め生活と仕事が両立できる働き方の実現に向けた環境整備に取り組みます。

- (1) 女性が活躍できる環境づくり  
 (2) 女性のキャリア形成支援の充実  
 (3) 男性の育児参加の促進

## 【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
サテライトオフィス等開設支援事業件数		10件	市内にサテライトオフィス等を開設・運営した件数(延べ)

指標	基準値	目標値	説明
ゆとりライフ互助会加入者数	797人 R3年度 (R4.3.31)	850人	個々の事業所では行えない福利厚生や共済事業を支援する互助会への加入者数

指標	基準値	目標値	説明
障がい者雇用奨励件数	2件 R3年度 (R4.3.31)	4件/年	障がい者を常用雇用する事業所の補助金利用件数

指標	基準値	目標値	説明
女性の管理職比率	17.6% R2年度 (R3.1.1)	30.0%	射水市企業状況調査における女性管理職の割合

## 関連する主要施策

1-2-2	多様な保育サービス・子育て支援の充実
1-5-2	高等教育機関との連携の推進(リカレント教育)
4-1-2	ジェンダー平等(男女共同参画)の推進



射水市で

「暮らす」

あなたへ

## 第3部

# 住みたい 住み続けたい

[ 将来の姿 ]

・安全で快適な環境が整い、ずっと住み続けたいと思い暮らしている

## 第1章 快適で利便性の高い都市基盤を整える

### 施策の 方向性

既存の土地利用の状況を踏まえ、地域特性を生かし、都市と自然が調和する秩序ある土地利用の推進を図ります。また、港湾機能の強化や安全安心で利便性の高い都市基盤を整備するとともに、地域の経済活動を支え、地域をつなぐ道路ネットワークの形成を図ります。さらには、生活の足を支える公共交通サービスの維持・向上を図るため、効率的で利便性の高い持続可能な公共交通の実現に取り組みます。

### 【現状と課題】

- 人口減少が進行する中、市街地が分散し、それぞれが適度なまとまりを持つという本市の都市構造の特徴を生かしながら、持続可能なまちづくりをいかに進めるかが大きな課題となっている。
  - 本市は、既成市街地等が複数箇所に分散し、その中央部を貫通する主要幹線道路沿いには沿道サービス型商業と運輸業が立地する以外は、市街化調整区域内の優良農地や既存集落地等が点在する分散した都市構造となっている。人口減少が本格化する中、都市の持続可能性をいかに高めるかが最大の課題となっている。
  - 境界が不明確な土地や所有者不明土地、長期にわたり相続登記がされていない土地など、土地に関する問題は多様化しており、それらの解消に向けて地籍調査に取り組む必要がある。
- 
- 安全安心で利便性の高い道路網形成のため、安定的な予算確保による計画的な道路整備が必要である。
  - 今後増加していく老朽化した道路インフラ施設の安全性を確保するため、点検結果に基づき長寿命化を図る必要がある。
- 
- 船舶の大型化や多様化に伴い、新規及び他港からのシフトによる集荷拡大を促進する必要がある。
  - 射水ベイエリアには未利用地が存在することから、積極的な民間活力の導入も視野に入れた土地利用の推進を図る必要がある。



【主要施策】

3-1-1 特性を活かしたまちづくりの推進

都市機能の維持・集積を推進しながら各既成市街地の相互連携を促すことで、機能補完や地域相互の活性化等を図ります。

- (1) 秩序ある土地利用の推進
- (2) 地籍調査の推進
- (3) 地域の価値を高めるまちづくり

3-1-2 道路網の整備

安全で利便性の高い道路網の整備を促進します。

- (1) 安全安心な道路環境の整備
- (2) 利便性の高い道路網の整備
- (3) 地域連携道路の整備促進
- (4) 橋梁の長寿命化

3-1-3 港湾整備の促進

富山新港の更なる利用促進に向け、国際貿易港としての港湾機能強化を国・県に働きかけます。

- (1) 港湾機能の充実
- (2) 港湾の利用促進

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
市街化区域内農地の宅地等転換後の面積	81.1Ha R3年度 (R4.3.31)	70ha	市内の市街化区域内の残存農地面積
地籍調査整備率	22.0% R3年度 (R4.3.31)	23%	調査対象面積に対する地籍調査済み面積及び国土調査法第19条第5項指定済みの面積の割合

指標	基準値	目標値	説明
市道の走りやすさの割合	32.2% R3年度 (R4.3.31)	32.9%	幅員が5.5m以上に改良整備済みの延長割合
ゆとり歩道の割合	15.4% R3年度 (R4.3.31)	15.9%	市道実延長に対し、歩道設置済みの延長割合
橋梁長寿命化修繕計画の早期に補修すべき橋梁のうち補修した橋梁数	11橋 R3年度 (R4.3.31)	41橋	橋長が2.0m以上に整備された橋梁が対象

指標	基準値	目標値	説明
海上出入貨物量	4,581,421トン R3年 (R3.12.31)	保留	富山新港における海上出入貨物量
旅客船接岸数	R3年度 (R4.3.31)	延べ10回	富山新港への旅客船の接岸数

【現状と課題】

- 人口減少等により収益が減少していく一方、上下水道施設の老朽化が進んでいくため、限られた財源による適切な更新、長寿命化及び維持管理が必要である。
- 地震等、頻発する自然災害に備えるため、重要なライフラインである上下水道施設の強靭化が必要である。
- 上下水道施設を健全に維持管理していく財源を確保するため、官民及び広域連携等による効率的な事業運営が必要である。

- 公共交通の分かりやすさの向上や公共交通機関相互の連携強化等が求められている。
- コミュニティバス等の運行経費が増加傾向にあり、収支改善を図る必要がある。
- 運転免許証返納後の日常生活の移動手段について、不安の意見がある。
- バスやタクシーの運転手不足が年々深刻化している。

関連する個別計画

射水市地域公共交通網形成計画	R 2年度～R 6年度
越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想	R 4年度～R 8年度
第2次射水市観光振興計画	R 5年度～R 9年度
射水市都市計画マスタープラン	R 2年度～R 21年度
射水市橋梁長寿命化修繕計画	R 1年度～R 51年度
射水市水道事業ビジョン	R 2年度～R 11年度
射水市下水道事業ビジョン	R 2年度～R 11年度

## 【主要施策】

## 3-1-4 上下水道の充実

生活に欠かせない重要なライフラインである上下水道を将来へ持続させるための取組を推進します。

- (1) 施設の更新・長寿命化・耐震化の推進
- (2) 施設の適正な維持管理の推進
- (3) 持続可能な事業運営基盤の確立

## 【成果指標】

指標		基準値	目標値	説明
水道	管路耐震化率	50.0% R3年度 (R4.3.31)	58.0%	全管路に対する耐震管路の割合
	管路経年化率	26.0% R3年度 (R4.3.31)	30.0%	全管路に対する耐用年数経過管路の割合
下水道	老朽管路改善率	43.1% R3年度 (R4.3.31)	67.0%	耐用年数経過管路に対する当年度改築延長の割合

## 3-1-5 公共交通網の整備

地域の暮らし、賑わい、交流を育む持続可能な公共交通の実現を目指し、利便性の向上や利用促進等に取り組みます。

- (1) まちづくりと連携した公共交通網の整備
- (2) 持続可能な公共交通の仕組みづくり
- (3) 暮らしを支え、交流を促す交通機能の充実

指標	基準値	目標値	説明
コミュニティバス等乗車人数	348,259人 R3年度 (R4.3.31)	400,000人	射水市コミュニティバス及びデマンドタクシーの乗車人数

## 関連する主要施策

3-3-1	防災・減災、国土強靱化の推進
6-1-1	観光の振興
7-3-4	カーボンニュートラルの実現

## 第2章 住みやすく潤いのある生活環境を整える

### 施策の方向性

住宅でのエネルギー消費の削減やセーフティネットの推進など、生活しやすく魅力的な住環境の整備を進めるとともに、空き家の適正管理や利活用を図ります。また、潤いのある生活空間の整備と公共施設の適正管理を推進します。

### 【現状と課題】

- 地球温暖化対策として、環境負荷の低減を図るため、省エネ性能に優れた住宅の整備や、既存住宅を活用した長寿命化に資する性能向上リフォームを推進する必要がある。
- 高齢者、ひとり親世帯等の住宅要配慮者にとって、住まいのセーフティネットの要となる公営住宅を適切に供給するため、長寿命化改善を図る必要がある。
- 空き家の増加を防ぐため、空き家になる前からの情報共有や適正管理に関する意識の向上、解体除去及び跡地利用、流通促進を図る必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の影響等から地方移住への関心が高まっている状況を捉え、移住先として選んでもらえるよう魅力的な住まいの提供を図る必要がある。
- 「射水市都市公園の長寿命化と安全安心な公園づくり」に基づき計画的に老朽化した公園施設の更新を実施するとともに、その他の公園施設についても、老朽化を把握し修繕や更新を適正に進めていく必要がある。
- 多様化する生活環境にとまない、人々が集い賑うことができる、自然環境を生かした潤いある生活空間の整備が必要である。

### 関連する個別計画

射水市都市計画マスタープラン	R 2年度～R 21年度
射水市太閤山地区リノベーション計画	R 3年度～R 22年度
射水市都市公園の長寿命化と安全・安心な公園づくり	R 3年度～R 7年度
射水市立地適正化計画	R 5年度～R 21年度
射水市住生活基本計画	R 3年度～R 12年度
射水市公営住宅等長寿命化計画	R 3年度～R 12年度
射水市空家等対策計画	H 29年度～R 8年度





## 【主要施策】

## 3-2-1 住環境の整備

省エネ性能を高め、長期にわたり住み続けられる住宅の整備推進を図ります。

- (1) 再生可能エネルギーを活用した省エネ住宅の普及
- (2) 公営住宅等長寿命化計画による公営住宅の適正管理

## 3-2-2 空き家対策の推進

空き家の適正な管理やリフォームと流通促進を図り、移住・定住を推進します。

- (1) 空き家の適正管理及び有効活用の促進
- (2) マッチングの充実による空き家の活用

## 3-2-3 生活空間の整備・充実

誰もが快適な生活が送れるように公共施設の適正管理や潤いある生活空間の創出に取り組みます。

- (1) 公共・公益施設のバリアフリー化の推進
- (2) 公園の適正管理
- (3) 親水環境・景観の充実

## 【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
公営住宅長寿命化改善率	10% R3年度 (R4.3.31)	50%	全20棟中改善実施棟の割合

指標	基準値	目標値	説明
老朽危険空家解体補助件数	10件 R3年度 (R4.3.31)	50件	目標値は累計の補助件数
空き家情報バンクの流通数	49件 R3年度 (R4.3.31)	60件	バンク利用での年間流通件数

指標	基準値	目標値	説明
公園の洋便器整備率	17.4% R4年度 (R5.3.31)	30.0%	トイレを設置している公園のうち、洋便器を設置している個数割合(多目的トイレを除く)
インクルーシブ遊具の設置数	R4年度 (R5.3.31)	5基	障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめるインクルーシブ遊具の設置数

## 関連する主要施策

6-2-1	移住・二地域居住の促進
7-3-2	美しいまちづくり、人づくりの推進
7-3-4	カーボンニュートラルの実現

## 第3章 市民の安全安心を守る体制を強化する

### 施策の 方向性

市民の暮らしを守る根幹的な事務事業をより強化するとともに、市民一人ひとりが防災・防火・克雪・交通安全・防犯意識を高め、地域が一体となって安全安心を守るための活動を推進できる環境づくりに取り組みます。

#### 【現状と課題】

- 近年、自然災害が頻発化・激甚化し、各地で甚大な被害が発生している。一方で、本市では甚大な被害が発生しておらず、市民の防災・減災意識が十分に根付いていない面も見受けられるため、国、県、市、住民や企業など全ての地域関係者が防災・減災に関する意識を高め、自助、共助、公助を組み合わせ、社会全体で災害に備える力を向上させる必要がある。
  - 近年の降雨状況の激甚化に伴い多発する浸水被害や、地球温暖化により強大化した台風及び異常発達した低気圧の発生に伴い増大する高潮リスクへの対応を図るなど、災害に強いまちづくりを進める必要がある。
- 
- 救急需要が高まる中、救急救命士の果たす役割がさらに重要となっていることから、救急隊員、救急救命士を計画的に養成するとともに、救急救命士の資質の向上を図る必要がある。
  - 消防団員数は減少の傾向にあり、将来消防団を担う若手の入団が少なく危機的な状況にある。災害発生時には、地域防災力の中核となる消防団員の確保は重要であることから、若手消防団員の加入促進を図る必要がある。
  - 多様化する災害に対応するため、消防庁舎、分団屯所及び消防車両、資機材等を計画的に整備するとともに、適切に維持管理する必要がある。



【主要施策】

3-3-1 防災・減災、国土強靱化の推進

頻発化・激甚化する自然災害や洪水・高潮等から市民の生命、身体や財産を守るため、地域防災力の向上を図るとともに、雨水対策や高潮対策など災害に強いまちづくりを進めます。

- (1) 防災・危機管理体制の強化、自主防災組織への支援
- (2) 防災士の育成
- (3) 地区防災計画の推進
- (4) 防災基盤の整備
- (5) 雨水対策の推進
- (6) 高潮対策の充実
- (7) 要配慮者に対する避難行動支援体制の強化

3-3-2 消防・救急体制の強化

火災や救急に対し、より迅速かつ確実に対応できるよう、消防組織の強化や施設整備を進めるとともに、市民の防火意識を高める取組を推進します。

- (1) 救急・救助体制の充実
- (2) 消防力の維持・強化
- (3) 消防施設、消防車両及び消防団拠点施設の計画的な整備
- (4) 防火対策の推進

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
防災・緊急情報メール配信サービス登録者数	5,734人 R3年度 (R4.3.31)	8,100人	防災・緊急情報メールの配信サービス登録者数
地域振興会から推薦され資格取得した防災士数	77人 R3年度 (R4.3.31)	150人	地域振興会から推薦され資格取得した防災士数
地区防災計画策定数	1地域振興会 R3年度 (R4.3.31)	27地域振興会	地区防災計画を策定した地域振興会数
雨水対策事業着手率	47% R3年度 (R4.3.31)	63%	雨水対策予定区域面積に対し、事業着手した面積の割合
避難行動要支援者登録率	47.8% R3年度 (R4.3.31)	64.5%	避難行動要支援者名簿登録・名簿開示に同意した人 ÷ 災害発生時に特に支援を必要とする人

指標	基準値	目標値	説明
消防団員数	674人 R3年度 (R4.3.31)	757人	

【現状と課題】

- 建設業者の廃業等により、機械除雪への協力業者の減少が危惧されることから、除雪路線に見合う新たな協力業者の確保が必要である。
- 雪に強いまちづくりを目指すため、市民が主体となる地域の特性に合わせた地域ぐるみ除排雪活動の推進が必要である。
- 消雪施設の降雪状況に応じた稼働や故障等への迅速な対応が求められることから、遠隔監視操作システムの活用等による効果的な運転が必要である。

- 人身事故発生件数・負傷者数は減少傾向にあるものの、依然として死亡事故被害者の多くを高齢者が占めている。
- 犯罪の発生件数は減少傾向にあるものの、インターネットを利用した犯罪や特殊詐欺等の新たな形態の犯罪に対する不安感が高まっており、関係機関等と連携し、啓発を推進する必要がある。
- 高齢者を狙う悪徳商法の増加や新たな技術・サービスの登場に伴うトラブルなど、消費者被害が多様化・複雑化しており、消費者力の向上に努めるほか、迅速な情報提供や相談体制の充実を図る必要がある。

関連する個別計画

射水市地域防災計画	
射水市国民保護計画	
射水市国土強靱化地域計画	R 3 年度～R 5 年度
第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画	R 3 年度～R 12 年度
射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	R 3 年度～R 5 年度
射水市下水道事業ビジョン	R 2 年度～R 11 年度
射水市雨水管理総合計画	R 1 年度～R 20 年度

## 【主要施策】

## 3-3-3 雪対策の推進

積雪時においても円滑な道路交通を確保するため、関係機関と連携を取りながら除排雪活動の強化を図ります。

- (1) 機械除排雪の充実
- (2) 市民が主体となった除排雪活動の推進
- (3) 効率的・効果的な雪対策の推進

## 3-3-4 交通安全、防犯、消費生活対策の推進

安全安心な市民生活の実現を目指し、交通安全・防犯・消費生活対策に取り組みます。

- (1) 交通安全、防犯、消費生活に関する意識啓発、知識の普及
- (2) 地域における交通安全、防犯活動の推進
- (3) 交通安全、防犯施設の整備・充実
- (4) 被害等に関する相談体制の強化

## 【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
地域ぐるみ除排雪機械台数	75台 R3年度 (R4.3.31)	80台	地域振興会等に貸与する小型除雪機械台数
消雪施設遠隔監視システム導入施設数	R3年度 (R4.3.31)	147施設	30施設/年を目標に整備する

指標	基準値	目標値	説明
交通事故死者数	2人 R3年 (R3.12.31)	0人	交通事故の死者数
犯罪発生件数	478人 R3年 (R3.12.31)	275件	刑法犯の認知件数
消費生活教室受講者数	79人 R3年度 (R4.3.31)	1,300人	消費生活教室受講者の合計

## 関連する主要施策

3-1-2	道路網の整備
3-1-3	港湾整備の推進
7-3-4	カーボンニュートラルの実現



射水市で

「暮らす」

あなたへ

## 第4部

# 自分らしく あなたらしく

[ 将来の姿 ]

・国籍や性別などにかかわらず、誰もが自分らしく、安心して暮らしている

## 第1章 互いに個性を認め合い、尊重し合う社会を実現する

### 施策の 方向性

年齢や性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、多様な価値観や違いを認め合い、活躍できる地域社会づくりを推進し、一人ひとりの人権・権利を守り、誰もが平和で安心して暮らすことができるダイバーシティ社会の実現に向けた取組を進めます。

### 【現状と課題】

- グローバル化が進み、異なる文化や習慣を持つ人がかかわり合う機会が増え、地域で共に暮らしていく上で、お互いを理解する必要がある。
- 障がいを理由とする不当な差別的取扱いを無くし、様々な社会的障壁を取り除くことができるよう、障がいについての知識及び理解を深める取組を推進し、地域における相談機能の充実や支援体制の強化が必要である。
- 多文化共生社会の形成やジェンダー平等推進への期待が高まっている。

- 一人ひとりの個性や能力を発揮でき、性別に活動の場が制限されないことがないよう、性別による固定的役割分担意識の解消や、性別にかかわらず活躍できる環境づくりを進める必要がある。





【主要施策】

4-1-1 多様な価値観や違いを認め合う社会の形成

意識の醸成と変化を促し、各団体や事業者と連携しながらダイバーシティ社会の取組を進めます。

- (1) 異文化理解の促進
- (2) 障がいに対する理解促進・差別解消、合理的配慮の推進
- (3) 性的マイノリティに対する理解の促進
- (4) 平和を守る意識の醸成

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
国際理解に関する講座の参加者数	94名 R3年度 (R4.3.31)	200名	市・射水市民国際交流協会が実施する国際理解講座への総参加者人数

4-1-2 ジェンダー平等（男女共同参画）の推進

性別を理由とする差別や不平等、女性への暴力をなくし、誰もが生きやすい社会の実現を目指します。

- (1) 性別にかかわらず活躍できる社会環境づくりの推進
- (2) 性別によるアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた取組の推進

指標	基準値	目標値	説明
男性の育児休業取得率	31.6% R2年度 (R3.1.1)	80.0%	射水市企業状況調査における男性の育児休業取得率

関連する主要施策

2-3-4	女性活躍の推進
7-1-1	多文化共生社会の形成

【現状と課題】

- SNS などインターネット上の個人の名誉やプライバシーの侵害、差別を助長するような書き込み、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別といった、新たな人権問題が発生しており、人権に対する意識啓発を図っていく必要がある。
- いじめや児童虐待等の社会問題から子どもを守り、健やかな成長を育むため、射水市子ども条例に基づく子どもの権利擁護を推進していく必要がある。
- 成年後見制度利用の必要性は高まっているが、成年後見人等として活動する市民後見人が少ない。
- 人権に関する問題は、その背景や経緯がそれぞれ異なっており、その解決・解消のためには、人権全般が尊重され、差別や偏見のない地域社会づくり、あらゆる暴力の根絶に向けた取組、相談体制の充実を進めていくことが必要である。

- 公的保険制度は、社会のセーフティネットの一つとして機能しており、医療費や介護保険給付費が増加傾向にある中であっても、安定的に運営していく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症や社会情勢の変化を背景に、生活困窮に関する相談が増加しており、相談支援体制の強化や適切な公的扶助制度への接続など、それぞれの事情に合わせたきめ細やかな支援が必要である。

- ペットを飼う人が増加しており、ペットと共に過ごすことのできる施設のニーズが高まっているほか、災害時におけるペット同行者への対応や、飼えなくなったペットが捨てられることによる生態系への影響等が懸念されている。

関連する個別計画

第2次射水市男女共同参画基本計画（改訂版）	R4年度～R8年度
第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画（射水市成年後見制度利用促進基本計画）	R3年度～R12年度
射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	R3年度～R5年度

【主要施策】

4-1-3 人権尊重・権利擁護の推進

全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求できるよう、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進します。

- (1) 人権・権利に関する啓発
- (2) 子どもの権利尊重社会の推進
- (3) あらゆる暴力の根絶
- (4) 成年後見制度の利用促進
- (5) 児童、障がい者、高齢者等への虐待防止対策の強化

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
市民後見人バンク登録者数	14人 R3年度 (R4.3.31)	26人	市民後見人バンク登録者数
子どもが、家族や周りの大人から「自分は大切にされている」と回答する割合	97% R3年度 (R4.3.31)	98%	射水市子ども・子育て支援事業計画に係るアンケートで「自分は大切にされている」と答えた子どもの割合

4-1-4 社会保障の充実

健康保険や介護保険等の社会保障制度を適正に実施するとともに、生活に困窮する世帯の自立を支援します。

- (1) 各種社会保障制度の適正かつ安定的な運営
- (2) 生活困窮者の自立を支援するための相談支援体制の充実

指標	基準値	目標値	説明
就労支援を受けた人が就労した割合	55% R3年度 (R4.3.31)	58%	生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者のうち、就労した人の割合

4-1-5 ペットとの共生

飼い主のマナー向上や動物の命の尊厳を守る取組を進めるほか、大切なパートナーであるペットとともに、安心して暮らすことのできる環境を整えます。

- (1) 動物の命の尊厳を守る取組の推進
- (2) ペット同行者のための避難所の在り方の検討
- (3) 動物と調和した快適な居住環境の維持向上
- (4) ペットと共生できる施設整備

指標	基準値	目標値	説明
犬猫に関する苦情件数	75件 R3年度 (R4.3.31)	50件	高岡厚生センター射水支所に寄せられる犬猫に関する苦情案件数

関連する主要施策

1-3-2	困難を有する子ども・若者やその家族の支援
5-1-1	地域共生社会の実現に向けた体制づくり
5-1-4	高齢者福祉の推進
5-2-1	健康づくりの推進



射水市で

「暮らす」

あなたへ

## 第5部

# 寄り添い 支え合う

[ 将来の姿 ]

- ・ 地域の中で見守られながら、一人ひとりがいきいきと暮らしている

## 第1章 住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を充実させる

### 施策の 方向性

地域共生社会の実現に向け、誰もが役割を持ち、活躍できる場の創出を図ります。また、多様な主体による支え合い活動の充実や、福祉施策の推進を図ることにより、安心して暮らせる包括的な支援体制の構築に取り組みます。

### 【現状と課題】

- コロナ禍の長期化に伴う社会的孤立や生活困窮者の増加など、社会情勢が変化している。
  - 複雑化・複合化した課題を抱えている人や世帯を効果的に支援するためには、多機関、多職種間の連携・協働による包括的な支援体制の強化が必要である。
  - 介護や福祉のニーズ増に応えられるサービス提供や支援体制を維持するためには、専門的人材の確保及び質の向上が必要である。
- 障がい者家族の高齢化を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のための機能の整備、サービス提供体制の充実を図る必要がある。
- 地域活動の担い手不足や人材確保が問題となっている一方で、高齢者が支え手として能力や経験を生かして活躍する場につなぐ機会が少ない。
  - ひきこもりに関する相談件数が増加していることから、相談や居場所づくりなどの支援体制の充実を図る必要がある。
- ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の増加にともない、介護や福祉サービスに対する需要の増加や、認知症に対する支援などニーズの多様化が見込まれることから、サービス提供基盤の充実や認知症施策の充実を図る必要がある。
  - 後期高齢者人口が急増し、要介護認定率の上昇とともに介護サービス給付費が増加してい

### 関連する個別計画

第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画	R3年度～R12年度
射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	R3年度～R5年度
第6期射水市障害福祉計画（第2期射水市障がい児福祉計画）	R3年度～R5年度



【主要施策】

5-1-1 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

年齢や障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが互いに支え、支えられる関係づくりを行い、地域包括ケアシステムを更に深化・推進します。

- (1) 地域支え合いネットワーク事業の推進
- (2) 多様な主体による地域福祉活動の促進
- (3) 多職種間の連携強化
- (4) 重層的支援体制の構築

5-1-2 障がい者福祉の推進

障がい者が、適切な福祉サービスを受け、充実した生活を送るための施策を推進します。

- (1) 障がい者福祉サービスの充実
- (2) 社会参加、多様な交流活動の促進

5-1-3 生きがい・居場所づくり、活躍の場の創出

高齢者の社会参加を促すため、関係機関と連携し、生きがいや活躍の場を創出します。また、社会的参加が困難方の居場所づくり、社会参加を支援します。

5-1-4 高齢者福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために必要な制度・取組の充実を図ります。

- (1) 介護保険サービスの充実
- (2) 在宅福祉施策の充実
- (3) 認知症施策の充実

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
地域支え合いネットワーク事業実施地域数	26 地域 R3 年度 (R4.3.31)	27 地域	地域支え合いネットワーク事業実施地域数
地域共生社会構築事業実施地域数	1 地域 R3 年度 (R4.3.31)	2 地域	地域共生社会構築事業実施地域数

指標	基準値	目標値	説明
緊急時の受入可能事業所数	R3 年度 (R4.3.31)	2 か所	緊急時の受入可能事業所数
特定相談支援の実施事業所数	10 か所 R3 年度 (R4.3.31)	13 か所	特定相談支援の実施事業所数

指標	基準値	目標値	説明
居場所支援の実施回数	10 回 R3 年度 (R4.3.31)	36 回	居場所支援の実施回数

指標	基準値	目標値	説明
認知症サポーター養成者累計人数	14,442 人 R3 年度 (R4.3.31)	20,400 人	認知症サポーター養成者累計人数

関連する主要施策

1-3-1	専門的な相談支援の充実
4-1-3	人権尊重・権利擁護の推進
5-2-1	健康づくりの推進

## 第2章 心身ともに健康的な生活を支え、安心して適切な医療を受けることができる環境を整える

### 施策の方向性

市民一人ひとりが健康的な生活を送ることができるよう、地域ぐるみで健康づくりを推進する環境整備を進めます。

また、市民が安心して適切に質の高い医療が受けられるよう、地域の基幹病院として地域の医療提供体制の充実を図ります。

### 【現状と課題】

- 生活習慣病の増加は、個人だけではなく、家族や医療費増大など社会的な負担につながるため、生活習慣病の発症予防、重症化予防が必要である。
- 生活習慣の多様化や家庭・地域社会における関係の希薄化、社会経済構造の変化によるストレスの増加等により、心身ともに健康を保つことが難しい現状である。
- 健康づくりは個人の取組には限界があり、地域活動や関係団体等、地域ぐるみで取り組む環境の整備が必要である。
- 超高齢社会が進み、医療需要が増大するため、持続可能な質の高い医療提供体制の構築が必要となる。
- 人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等に対応した、高度で質の高い医療を継続的に提供する必要がある。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、患者の在宅復帰を支援するため、市の基幹病院としての役割を果たす必要がある。
- 地域医療構想を踏まえて限られた医療資源を活用し、医療圏での役割を果たす必要がある。
- 持続可能な病院運営を行うため、経営改善に取り組む必要がある。
- 慢性的に不足している医師、看護師等を確保する必要がある。
- 新興・再興感染症や食中毒、災害などが発生した際、迅速かつ適切な対応ができるよう、保健・医療・福祉の連携と必要な支援体制の強化を図る必要がある。
- 新興感染症の感染拡大時の平時からの備えが必要である。

### 関連する個別計画

射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	R3年度～R5年度
射水市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期特定健診等実施計画	H30年度～R5年度
射水市いのち支える自殺対策推進計画	H31年度～R8年度
第2次射水市健康増進プラン	R2年度～R6年度
第3次射水市食育推進計画	R3年度～R7年度





【主要施策】

5-2-1 健康づくりの推進

市民一人ひとりの取組と社会全体が相互に支え合う地域づくりを推進します。

- (1) 主体的に健康づくりに取り組むための支援
- (2) 健診・検診の受診促進
- (3) オンライン健康相談の導入
- (4) 介護予防、フレイル対策、認知症予防の推進
- (5) 健康を守り支える環境づくりの推進
- (6) 心の健康づくりの推進

5-2-2 地域医療体制の充実

県と連携し、切れ目のない継続的な地域医療体制を確保します。

- (1) 医療従事者の確保
- (2) 救急医療体制、災害対応体制の充実

5-2-3 市民病院における医療の質の向上と健全運営

地域の基幹病院として高度で質の高い医療を提供するための取組を進めます。

- (1) 病棟施設や高度医療機器等の計画的な整備
- (2) 救急医療体制の確保
- (3) 在宅医療の推進
- (4) 予防医療の推進
- (5) 市内医療機関・介護施設との連携強化
- (6) 近隣医療機関との機能分化・連携強化
- (7) 患者数の増加と業務の効率化

5-2-4 感染症対策の推進

感染症の感染拡大抑制のための対策を推進します。

- (1) 感染防止対策の推進
- (2) 感染者の受診・治療・療養体制の強化

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
健康寿命 (男性) (女性)	79.43 歳 83.64 歳 H29-R1	延伸 延伸	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
特定健康診査 (受診率) (保健指導実施率)	46.6% 47.1% R2 年度 (R3.3.31)	60% 60%	国保加入者(40歳以上)のうち、特定健康診査を受診した者の割合及び特定保健指導を実施した者の割合
健康な高齢者の割合	81.3% R3 年度 (R4.3.31)	78.0% (1)	介護認定を受けていない高齢者の割合

(1) 後期高齢者の増加に伴い、介護認定を受ける方の割合が高くなると見込まれるため、減少幅を最小限とする目標値

指標	基準値	目標値	説明
休日在宅当番医の年間実施日数	73 日 R3 年度 (R4.3.31)	維持	平日の夜間や日曜日・祝日など急病の診療

指標	基準値	目標値	説明
一般病床稼働率	72.8% R3 年度 (R4.3.31)	75.0%	{ 延入院患者数 ÷ (病床数 × 稼働日数) } × 100

指標	基準値	目標値	説明
感染症予防の普及啓発活動の実施回数	5 回 R3 年度 (R4.3.31)	5 回	感染症予防に関する出前講座の回数

関連する主要施策

4-1-3	人権尊重・権利擁護の推進
5-1-4	高齢者福祉の推進



射水市を

「みがく」

## 第6部

# みつけて、みがく 知って、広める

[ 将来の姿 ]

- ・世界中の人が射水市を好きになり、かかわりを持っている

## 第1章 地域が持つ力を磨き、価値を高める

### 施策の 方向性

地域資源の掘り起こしや磨き上げに取り組み、観光客の満足度向上や滞在型観光の促進、市内観光消費の拡大を目指します。また、射水のブランディングを強化し、選ばれるまちづくりに取り組みます。

### 【現状と課題】

- 観光客の滞在時間が短いため、市内滞在時間の延長を図るとともに、観光消費増大に繋げていく必要がある。
- 社会情勢の変化により、観光のトレンドやニーズの変化、インバウンド需要に対応する必要があることから、多様なニーズを捉えた観光基盤、受入体制の整備を図る必要がある。

- 海王丸・新湊大橋・内川周辺等の景観や、ベニズワイガニや白エビ、米をはじめとした上質な食、祭礼等の伝統文化といった、射水が誇る地域資源を「射水ブランド」として発信してきたが、さらにブランディングを強化していく必要がある。

### 関連する個別計画

第2次射水市観光振興計画	R5年度～R9年度
--------------	-----------



## 【主要施策】

## 6-1-1 観光の振興

観光資源の掘り起こしや磨き上げ、戦略的な情報発信に取り組み、にぎわい創出につなげます。

- (1) 観光資源の掘り起こし・磨き上げ
- (2) 多様なニーズを捉えた観光基盤、受入体制の整備と情報発信
- (3) ベイエリアのにぎわいづくり

## 6-1-2 射水ブランドの確立と付加価値の向上

射水の強みを活かしたブランディングに取り組みます。

- (1) 射水ブランドの育成・確立・発信
- (2) 特産品の開発、6次産業化の推進

## 【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
観光客入込数	781,332人 R3年 (R3.12.31)	2,000,000人	ベイエリア(海王丸パーク、きつとくと市場、川の駅)の入込数
市内宿泊者数	42,625人 R3年 (R3.12.31)	130,000人	市内宿泊施設の宿泊者延べ人数(1~12月)
内川周辺エリアへの新規出店数	R3年度 (R4.3.31)	延べ8件	官民連携まちなか再生推進事業により新規出店数
観光集客施設立地促進助成金制度利用数	5件 R3年度 (R4.3.31)	延べ10件	助成金制度を利用して観光集客施設が立地した件数

指標	基準値	目標値	説明
ふるさと納税における寄付額	23,262万円 R3年度 (R4.3.31)	35,000万円	市外から寄せられる「ふるさと納税」の寄付額

## 関連する主要施策

2-1-1	商工業の振興
2-1-2	農林水産業の振興
3-1-3	港湾整備の推進
7-4-2	文化財の保存・活用
7-4-3	魅力ある街並みや風景の保全・継承

## 第2章 射水市の魅力を効果的に発信し、伝え広める

### 施策の 方向性

多くの人に本市に関心を持ってもらえるよう、本市の強みや特徴・魅力について、様々な媒体を活用し、効果的な情報の発信に取り組みます。

### 【現状と課題】

- 地方移住への関心が高まっている状況を捉え、本市の強みや特徴を生かした施策を進めることで、移住先として選ばれる魅力を高めていく必要がある。
- 少子高齢化及び都市部への人口集中による人口減少が加速する中、本市のイメージアップと地域活性化を図るため、多種多様な媒体を活用し、市民をはじめ国内外のより多くの人に市の魅力を発信し認知してもらう必要がある。

## 【主要施策】

## 6-2-1 移住・二地域居住等の促進

人口減少の克服や地域コミュニティの活性化など、将来にわたって活力あるまちづくりを進めるため、移住・定住施策の充実を図ります。

- (1) 移住・定住を促す仕組みや情報発信の充実
- (2) 受入拠点の利活用
- (3) 二地域居住等の推進
- (4) 市にゆかりのある方とのつながり強化

## 6-2-2 シティプロモーションの推進

市の魅力をより多くの人に知ってもらうため、様々な媒体を活用し、イメージアップと地域活性化の取組を進めます。

- (1) 多様なメディアを活用した情報発信
- (2) SNSの活用
- (3) インフルエンサー等との連携

## 【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
移住相談窓口や制度を活用した市外からの移住者数	80人 R3年度 (R4.3.31)	120人	市の移住支援制度を利用したり移住相談窓口経由で移住した人数

指標	基準値	目標値	説明
ホームページのアクセス数	1,009千件 R3年度 (R4.3.31)	1,086千件	トップページの年間アクセス数
ツイッター、YouTube、Instagramのフォロワー数	8,444人 R3年度 (R4.3.31)	13,000人	射水市公式ツイッター、YouTube、Instagramのフォロワー数

## 関連する主要施策

3-2-2	空き家対策の推進
-------	----------





射水市を

「つなく」

## 第7部

# 人と人 今と未来をつなぐ

[ 将来の姿 ]

- ・人と人とのつながりや交流が、まちに活力を生み出している
- ・自然と文化が守られ、次世代に引き継がれている
- ・市民が豊かさを感じることができる行政運営が行われている

## 第1章 交流によりつながりを創出する

### 施策の 方向性

国籍や文化の違いに関係なく、地域で暮らす全ての人が多様な価値観を認め合い、対等な関係で支え合うとともに、様々な交流活動ができる多文化共生の地域づくりを推進します。また、地域資源を活用しながら、交流人口や関係人口の活動を促進し、地域の活性化や地域課題の解決を図ります。

#### 【現状と課題】

- 本市は、富山県内の自治体の中でも人口に占める外国人割合が最も高く、今後も増加することが見込まれるため、お互いの生活習慣や文化を理解し尊重し合いながら、共に暮らしやすい多文化共生社会の形成に向けた取組を行う必要がある。
- 海外1都市、国内2都市の姉妹・友好都市と提携し、文化、教育、スポーツ、経済など幅広い分野で交流事業を行っているが、国内の交流は減少傾向にあるため、姉妹・友好都市に関する情報の周知を図り、より多くの市民がかかわることができる交流事業を実施する必要がある。
- 地域の活性化を図るため、近年の働き方の変化やライフスタイルの多様化を捉え、地域に様々な形でかかわる人材とのつながりを促進する必要がある。
- にぎわい創出のため、市内に存在するスポーツ施設や宿泊施設、コンベンション施設等を活用し、様々な人が訪れ、交流を促進する必要がある。



## 【主要施策】

## 7-1-1 多文化共生社会の形成

市内在住の外国人に対して、生活情報の提供や日本語学習の支援を行うとともに、多文化共生意識の醸成を図ります。

- (1) 在住外国人との交流促進
- (2) 日本語教育への支援
- (3) 生活支援、相談体制の充実
- (4) 外国人のまちづくりへの参画促進

## 7-1-2 姉妹都市・友好都市との交流

姉妹都市・友好都市交流を充実させ、国際・国内交流の促進に取り組みます。

- (1) 長野県千曲市、北海道剣淵町との交流促進
- (2) 台湾台北市士林区との交流促進
- (3) 新たな都市との交流・連携の推進

## 7-1-3 新たな交流や多様なかかわり方の促進

地域資源を活用しながら、地域外からの交流や地域貢献活動を支援し、交流人口・関係人口の創出を図ります。

- (1) 地域イベントや仕事の体験、フィールドワークなど地域との多様なかかわり方の促進
- (2) スポーツや文化活動による交流の促進

## 【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
多文化共生キーパーソン登録者数	- R3年度 (R4.3.31)	50名	地域と外国人住民との懸け橋となる役割を担う者の人数 (R4より運用開始)
外国人相談窓口利用者数	- R3年度 (R4.3.31)	1,000名	多言語対応の外国人相談窓口利用者数 (R4.10より運用開始)

指標	基準値	目標値	説明
国際交流事業参加者数	93名 R3年度 (R4.3.31)	200名	市単独事業や市補助金を活用し、交流した人数

指標	基準値	目標値	説明
コンベンション開催事業等での県外からの宿泊者数	R3年度 (R4.3.31)	延べ 2,000人	コンベンション開催事業補助金等の支援者数
スポーツ合宿や全国大会の誘致数	R3年度 (R4.3.31)	延べ 10件	市内での宿泊を伴うスポーツ合宿や全国大会が開催件数

## 関連する主要施策

4-1-1	多様な価値観や違いを認め合う社会の形成
-------	---------------------

## 第2章 多様な主体による協働と共創のまちづくりを進める

### 施策の 方向性

協働と共創のまちづくりを進めるため、地域活動の活性化と多様な主体との連携推進を図るとともに、持続的・継続的な取組となるよう、仕組みづくりを進めます。また、学生の若い感性をまちづくりに生かすため、学生の交流や自主的な活動を促進するとともに、学生が市民や企業等とまちづくりに参画する機会の充実を図ります。

### 【現状と課題】

- 自治会加入率が逡減傾向にあり、一部地域では地域コミュニティの希薄化、地域活動の担い手の高齢化が進んでいる。
- 地域においては、活動を牽引するリーダー、活動を支える人材の確保が難しくなっている。
- まちづくりにかかわる多様な主体の活動の活性化と連携促進が期待されている。
- 協働事業を継続的に推進するための仕組みづくりが必要である。

- 学生のまちづくりの取組は単年度の取組が多く、地域に根付いた活動になっていない。
- 市内に4つの高等教育機関が立地しているが、高等教育機関同士の交流の場が少ない。
- 人口減少の克服と地域活性化のため、未来を担う学生世代の視点を生かしたまちづくりが求められている。



## 【主要施策】

## 7-2-1 協働・共創・市民参画の体制・仕組みづくりの推進

地域の課題を自ら解決する力を高めるとともに、協働の仕組みづくりや連携のきっかけづくりに取り組みます。

- (1) 協働・共創・参画意識の醸成
- (2) 地域活動を牽引する人材の確保と育成
- (3) 多様な主体の連携促進、ネットワークづくりへの支援
- (4) コミュニティ・ビジネス、NPO 活動の推進
- (5) 地域や民間企業など多種多様なプレイヤーが連携したまちづくりの推進

## 7-2-2 学生・生徒が参画するまちづくりの推進

市内外の学生によるまちづくりを進めるための体制を整備し、多くの学生が交流する機会を創出します。また、未来を担い社会で活躍できる人材を育成するため、学生・生徒による地域活動への参画を促進します。

- (1) 学生のまちづくり推進体制の整備・充実
- (2) 学生の地域活動への参画機会の充実
- (3) 高等教育機関、市内県立高等学校等との連携強化

## 【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
地域型市民協働事業数	36件 R3年度 (R4.3.31)	40件	地域振興会が取り組む地域型市民協働事業数

指標	基準値	目標値	説明
市のまちづくりについて「関心」があると答える学生・生徒の割合	R3年度 (R4.3.31)	70%	市内高等教育機関の学生及び市内高等学校の生徒へのアンケートにおいて「まちづくりに関心がありますか」の問いに「関心がある」、または、「どちらかというに関心がある」に回答する割合

## 関連する主要施策

1-5-1	高等教育機関等の新たな学びの場の創出
1-5-2	高等教育機関との連携の推進

## 第3章 恵まれた自然環境を保全し、環境負荷の軽減を進める

### 施策の 方向性

市民が将来にわたり安心して暮らせる持続可能なまちをつくるため、豊かな自然環境との共生を図りながら、カーボンニュートラルの実現という大きな目標に向かって、本市独自のエネルギー施策や資源循環型社会の形成等の取組を推進していきます。

#### 【現状と課題】

- 大気、水質環境、その他公害項目の観測結果はおおむね良好である。引き続き、日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷を低減し、自然界の健全な物質循環の確保に努める必要がある。
- 農林業や人々の生活とのかかわりの中で利用され保全されてきた里山の環境は、生活様式の変化や地権者の高齢化等により手入れが行き届かなくなり、荒廃が進みつつある。暮らしの身近にある森林や里山の自然環境を多様な生物が生息、生存する場として保全し、整備を図っていく必要がある。
- 子どもへの環境教育が諸外国と比較すると進んでいないため、幼少期の環境教育を推進するとともに、市民が環境を学ぶ機会を創出していく必要がある。
- 市内の海岸では、多くの海洋ごみが漂着しており、大変深刻な問題となっているが、海洋に流出するごみのほとんどは内陸から発生しており、多くは家庭からの生活系のごみであることから、一人ひとりの意識づけが必要である。
- 人口減に伴い年間のごみ排出量は減少しているが、市民一人当たりのごみ排出量は増加傾向にある。日常生活におけるリデュース（廃棄物の排出抑制）やリユース（再使用）の定着を図るため、長期的な意識啓発に繋がる取組が必要である。
- 資源物の分別収集量が減少傾向となっていることから、これまで以上に市民や事業者に対し、リサイクル（再資源化）への関心や理解を図るとともに、市民が資源物を出しやすい環境づくりを進めていく必要がある。
- 2050年のカーボンニュートラルの実現を達成するには、現在の市内の再生可能エネルギー総発電量は大きく不足している。そのため、再生可能エネルギー導入促進への体制構築が必要である。
- 温室効果ガス排出量ゼロに向けた全市的な省エネルギーの取組が進んでいないため、市が率先して公共施設における省エネルギー機器を計画的に導入し、広く周知啓発を図るとともに、民生、産業部門に対しても普及を推進していく体制を構築する必要がある。
- CO<sub>2</sub>吸収源を確保するため、市内における森林・林業の保全、活性化だけでなく、カーボン・オフセットの仕組みを活用した吸収源確保に関する施策を検討・実施する必要がある。

#### 関連する個別計画

第2次射水市環境基本計画	H30年度～R9年度
第2次射水市一般廃棄物処理基本計画 改訂	R3年度～R8年度
プラスチック資源循環戦略	R4年度～R12年度
再生可能エネルギービジョン	R4年度～R12年度



【主要施策】

7-3-1 環境保全・自然環境との共生

生活環境に被害を及ぼすおそれのある大気、水、土壌等の汚染を未然に防止するとともに、人との共生により形成されてきた里山等の良好な自然環境を守り、未来へ受け継いでいきます。

- (1) 公害防止対策及び環境負荷の低減
- (2) 森林・里山環境保全活動の推進

7-3-2 美しいまちづくり、人づくりの推進

市民一人ひとりが当事者意識を持って活動を行えるよう、意識改革を行っていきます。

- (1) 環境教育の推進及び環境を学ぶ機会の創出
- (2) 多様な主体による環境保全・美化活動の推進

7-3-3 資源循環型社会の形成

ごみ排出量の抑制を図るとともに、多様なリサイクルによる資源の循環的利用を推進することで、循環型社会の形成を目指します。

- (1) 廃棄物排出量の抑制
- (2) 資源有効利用の促進

7-3-4 カーボンニュートラルの実現

2050年のカーボンニュートラルの実現のため、以下3つの方向性から取組を推進します。

- (1) 再生可能エネルギーの導入・確保
- (2) 省エネルギーの推進
- (3) CO2吸収源の確保

現在作成中の「再生可能エネルギービジョン」、今後作成予定の「地域温暖化対策地方公共団体実行計画区域施設編」を作成する中で、算出ツールを作り計算する

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
環境基準の達成率(騒音・大気・水質)(1)	% R3年度 (R4.3.31)	100%	
森林整備実施面積(1)	〇〇ha R3年度 (R4.3.31)	〇〇ha	間伐及びそれに伴う植樹事業の実施面積

指標	基準値	目標値	説明
アダプト・プログラム清掃活動回数(1)	〇〇回 R3年度 (R4.3.31)	〇〇回	

指標	基準値	目標値	説明
一人当たりのごみ排出量	1,066g/人・日 R2年度 (R3.3.31)	983g/人・日	一般廃棄物の排出量/人口/365日
リサイクル率	20.9% R2年度 (R3.3.31)	23%以上	一般廃棄物総再資源化量/一般廃棄物の排出量

指標	基準値	目標値	説明
温室効果ガス排出量(1)	1,276千t-CO2 H25年度	793千t-CO2	国と同様に2013年(H25年)を基準年とし2050年実質排出量ゼロを前提とした目標値

(1)指標の基準値・目標値については見直し及び調査・検討中。

(7-3-4は仮置き)9月末まで確定。

関連する主要施策

1-4-4	郷土愛を育む教育の充実	3-1-1	特性を生かしたまちづくりの推進
2-1-1	商工業の振興	3-2-1	住環境の整備
2-1-2	農林水産業の振興	3-3-1	防災・減災、国土強靱化の推進
2-2-1	企業誘致の推進		

## 第4章 地域の文化活動と歴史文化の継承を支援する

### 施策の 方向性

市民が心豊かに潤いのある生活を送り、郷土への愛着と誇りを育めるよう、市民主体の芸術文化活動を推進するとともに、地域の宝である文化資源を保存・継承し、まちづくりへの活用に取り組みます。

### 【現状と課題】

- 芸術文化活動の担い手の高齢化が進んでいるため、新たな担い手の発掘や活動の活性化に加え、次代の芸術文化を担う若い人材の育成が必要である。
  - デジタル技術を活用した発表方法や新しいジャンルの活動等、芸術文化活動の多様化に対応した活動の場が必要である。
  - 新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動の停滞や参加機会の減少により、市民の芸術文化に対する関心の低下が懸念されることから、様々な文化活動に親しむことのできる機会の充実が必要である。
- 
- 文化財を次代へ継承するため、文化財所有者や保護団体が行う保存修理等への支援や、地域全体での文化財の保存・継承が必要である。
  - 特色ある地域の歴史や文化財の価値の周知を図るため、積極的な情報発信が必要である。
  - 個性豊かな地域の伝統行事・文化の担い手が不足しているため、人材の育成を図るとともに、計画的、継続的な保存・継承・活用に取り組むことが必要である。
- 
- 内川周辺などの歴史的な景観や、魅力ある街並み・風景などを後世に残すべき価値あるものと位置づけ、市の魅力の一つとして発進できるよう、保全・継承する取組を進める必要がある。

### 関連する個別計画

射水市都市計画マスタープラン

R2年度～R21年度





## 【主要施策】

## 7-4-1 芸術文化活動の推進

市民の芸術文化活動への参加を促進するとともに、主体的に活動できる環境の提供を図ります。

- (1) 芸術文化団体の活動支援
- (2) 芸術文化活動の場の提供
- (3) 鑑賞・体験・参加機会の充実
- (4) 次代の芸術文化活動を担う子ども・若者の育成

## 7-4-2 文化財の保存・活用

文化財の保護意識の高揚を図るとともに、個性豊かな地域の伝統行事・文化の普及活用に努めます。

- (1) 文化財の保存・継承
- (2) 文化財の活用と積極的な情報発信
- (3) 文化資源・伝統文化の保存・継承・活用

## 7-4-3 魅力ある街並みや風景の保全・継承

地域の魅力ある街並みや景観を守り伝え、まちづくりに活用していきます。

- (1) 景観を生かしたまちづくり

## 【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
主要文化施設入館者数	160,746人 R3年度 (R4.3.31)	270,000人	射水市新湊中央文化会館等の市内主要文化施設の年間入館者数

指標	基準値	目標値	説明
指定文化財及び登録文化財の件数	146件 R3年度 (R4.3.31)	147件	国、県、市のいずれかの指定に該当した指定文化財数と国の登録文化財として原簿登録された文化財数の合計

## 関連する主要施策

1-4-4	郷土愛を育む教育の充実
1-7-2	生涯学習活動の推進
6-1-1	観光の振興

## 第5章 効率的・効果的で持続可能な行財政運営を進める

### 施策の 方向性

市民に信頼される持続可能な行財政運営を行うため、公共施設マネジメント等の行財政改革の取組を計画的に進めるほか、デジタル技術を活用しながら、市民の利便性向上と業務の効率化を図ります。

#### 【現状と課題】

- 時代の変化に対応した利便性の高い窓口サービスを行う必要がある。
- 住民に最も身近な行政組織である地方公共団体に期待される役割は高くなってきており、市民に信頼される市政を運営するため、開かれた行政運営を行う必要がある。
- 社会情勢が激しく変化中、様々な媒体を活用し、市民が求める情報や市の取組について、よりわかりやすく提供する必要がある。

- 既存の公共施設が今後一斉に老朽化する見込みであり、大規模改修や建替、維持管理に要する経費の縮減を計画的に進める必要がある。
- 社会情勢の変化に伴い市民ニーズは多様化しており、これらのニーズに柔軟に対応し、より満足度の高いサービスを提供していく必要がある。

- 人口減少による税収減や高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加や、公共施設の老朽化に伴う維持・更新コストの増加が見込まれるため、引き続き、財政健全化に努めていく必要がある。
- 職員の定年年齢引上げや多様な働き方への対応等を踏まえ、組織体制や人材育成の在り方を検討する必要がある。

## 【主要施策】

## 7-5-1 信頼される市政の推進

利便性の高い市民サービスの提供、市の保有個人情報の適正な取扱い及び行政情報の積極的な公開を行い、市民に信頼される行政運営を推進します。

- (1) 市民サービスの充実
- (2) 透明で公正な市政運営
- (3) SNS等多様な媒体を活用した効果的な行政情報の提供
- (4) 広聴事業の推進

## 【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
コンビニ交付サービス利用率	15% R3年度 (R4.3.31)	35%	各種証明発行件数に対するコンビニ交付件数の割合
市政出前講座の開催数	132回 (H29-R3 平均)	180回	市民からの申込みにより市政出前講座を開催した回数

## 7-5-2 公共施設マネジメントの推進

施設再編による縮充を進めるとともに、公共施設にかかる経費の総合的な縮減を進めます。また、民間事業者のアイデアを積極的に取り入れる等、公民連携による公共施設マネジメントを推進します。

- (1) 公共施設等総合管理計画の推進
- (2) 公民連携の推進

指標	基準値	目標値	説明
民間提案制度に基づく公民連携事業の実施	2事業 R4年度 (R5.3.31)	12事業 (累計)	公共施設及び未利用市有地を対象

## 7-5-3 健全な行財政運営の推進

多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉えながら、行財政改革に取り組み、健全な行財政運営を推進します。

- (1) 戦略的・効率的な行政運営の推進
- (2) 柔軟な組織体制の構築と職員の人材育成
- (3) 健全な財政運営の推進

指標	基準値	目標値	説明
行財政改革集中改革プラン進捗状況	62.7% R3年度 (R4.3.31)	100%	計画どおりに進捗している取組の割合

【現状と課題】

- 限られた財源を有効に活用するため、周辺自治体との連携によるスケールメリットを生かして、市民サービスの維持・向上を図る必要性が高まっている。

- 少子高齢化や人口減少による様々な地域課題を解決するため、急速に進化するデジタル技術を活用したDXの推進が重要である。
- デジタル化の基盤であるマイナンバーカードの利便性向上の推進が必要である。
- 多様化するニーズへの対応や職員でなければならない業務に注力できる環境の整備が必要である。
- デジタル機器の操作に慣れていない市民が取り残されることが無いよう、支援する必要がある。
- デジタル化の推進に伴い、情報セキュリティリスクが高まることから、対策が必要である。

関連する個別計画

射水市DXビジョン	R3年度～R7年度
第4次射水市行財政改革大綱	R1年度～R5年度
射水市公共施設等総合管理計画	R4年度～R36年度
射水市公共施設個別施設計画	R3年度～R15年度

【主要施策】

7-5-4 広域的なまちづくりの推進

複数自治体で連携することで効果が高まる施策について、広域的な取組を推進します。

- (1) とやま呉西圏域連携中枢都市圏の取組強化
- (2) 他自治体との連携推進

【成果指標】

指標	基準値	目標値	説明
呉西圏域連携事業のうち、目標を達成した事業の割合	50% R2年度 (R3.3.31)	80%	とやま呉西圏域都市圏ビジョンに基づき、射水市が圏域内の市と連携して実施する事業のうち、目標を達成した事業の割合

7-5-5 自治体DXの推進

最新のデジタル技術を活用し、地域課題の解決や市民の利便性向上、市役所の業務効率化の取組を進めます。

- (1) DXビジョンの推進
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 行政手続のオンライン化
- (4) RPA、IoT、AI等の活用による業務の効率化
- (5) デジタル活用支援
- (6) 情報セキュリティ対策の強化

指標	基準値	目標値	説明
オンライン化手続率	15.0% R3年度 (R4.3.31)	100%	法律等で紙による提出を義務付けている手続以外をオンライン化した割合
RPA対象業務	14業務 R3年度 (R4.3.31)	26業務	RPAを活用して効率化を図る業務数
IOT利活用業務数	5業務 R3年度 (R4.3.31)	11業務	IOTを利活用して利便性の向上を図る業務数
スマホ教室参加累計数	109人 R3年度 (R4.3.31)	1,400人	高齢者を対象に開催する教室の参加者数

関連する主要施策

--	--



# 射水市の概況

本計画の策定に当たり、本市の市勢等、主要課題を導いた背景となる資料を掲載しています。

# 1 射水市の市勢

## (1) 地理的特性

### 位置・面積

本市は、富山県のほぼ中央に位置しており、環日本海交流の拠点としての優位性を有しています。北は、日本海最大の湾である富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市と県下2大都市の間に位置し、南は砺波市に隣接しています。

本市域は、東西10.9キロメートル、南北16.6キロメートル、総面積109.44平方キロメートルで、県土面積の約2.6%を占めています。



### 地勢

本市は、広大な射水平野に、南部には射水丘陵があり、標高は海拔0メートルから140.2メートルとなっています。市内には、庄川、和田川、下条川、内川等の河川があり、富山湾へ注いでいます。

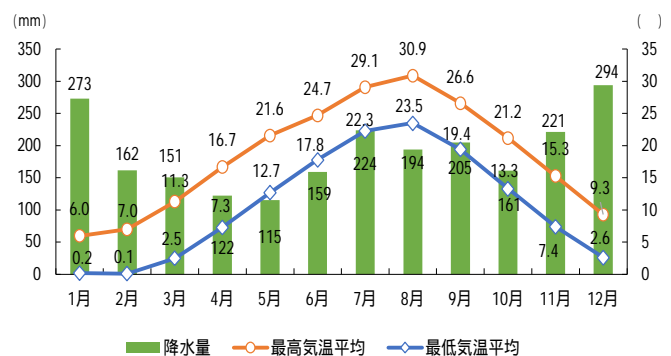
市域は、庄川、神通川の土砂のたい積によって形成された三角州状の低平な地形からなる平野部と丘陵地で構成されており、四季折々において彩り豊かな自然がみられます。

### 気象

月別の気温をみると、8月は最高気温の平均が30を超え、冬は氷点下になることは少ない気候です。

降水量は1月、7月、11月、12月が多く、そのうち1月と12月の多くは降雪によるものです。

[ 月別\_降水量、最高気温平均、最低気温平均(平年値) ]



平年値：西暦年の1の位が1の年から続く30年間の平均値で10年ごとに更新される。現在は1991年から2020年の観測値による。

資料：気象庁(伏木特別地域気象観測所)



## (2) 社会的特性

### 歴史・沿革

「いみず」の地名は、もとは「伊美都」「伊弥頭」と表されました。奈良時代の713年、朝廷が郡・郷の地名を漢字二文字で記すよう命じたことで、「射水」の表記に定まったとされています。

本市の南部に位置する射水丘陵では、旧石器時代の遺物が見つかっています。串田新遺跡をはじめとする縄文時代の集落遺跡は丘陵地縁辺の平野でも多数発掘されており、数千年前から人々が暮らしていました。

縄文時代の射水平野は、中央部まで海水が浸入して入り江が形成されたと考えられています。この入り江に流れ込む河川が運ぶ土砂が堆積し、放生津潟が形作られ、周辺が低湿地となりました。この水郷地帯は、弥生時代以降に開拓が進み、奈良時代には、東大寺などの荘園が開かれていきました。また、この頃の射水丘陵からは、小杉丸山遺跡などの生産遺跡が多く見つかり、県内最大規模の陶器・鉄の生産地となっていました。

平安時代に下鴨神社から分祀した下地区の加茂神社には水と雷の神が祀られ、京都から伝わったとされる稚児舞や流鏑馬が今日まで受け継がれています。

鎌倉時代には、富山湾沿岸の放生津が発展し、内川に沿った港町の景観が形成されていったと考えられます。放生津には、武士を管理する守護所が置かれ、鎌倉・室町時代を通して越中の政治・経済・文化の中心となりました。室町時代の1493年には、将軍足利義材が京都の政変を避けて放生津へ入り、越中幕府と呼ばれる政権を樹立しました。

江戸時代には、放生津は廻船業と漁業の港町として栄えます。また、1660年代以降、大門、大島、小杉、下地区を通る北陸道が整備され、大門新町、小杉新町、下村は、多くの人々や物が行き来する宿場町として栄えました。更に、地域の経済的・文化的発展により、放生津、海老江、大門では豪華な曳山が作られ、現在も住民一体となって祭事が行われています。

大正時代、射水郡長となった南原繁の建議により射水平野の排水機能が向上し、1963(昭和38)年に着手した国営射水平野農業水利事業によって、湿田平野は肥沃な乾田農地となりました。翌1964年には、「富山・高岡新産業都市」の指定を機に放生津潟を掘り込み、富山新港の建設が始まりました。これに伴い、港周辺には臨海工業団地、県民公園太閤山ランドが造成され、大学や研究機関も進出しました。富山新港は、1986(昭和61)年に特定重要港湾(現在の国際拠点港湾)に指定され、地域経済の拠点として現在も港湾機能強化が図られています。

こうした歴史を背景とし、産業、経済、文化、生活等の結び付きのほか、地理的、行政的にもつながりの強い、新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村の一市三町一村が合併し、2005(平成17)年11月1日に射水市が誕生しました。

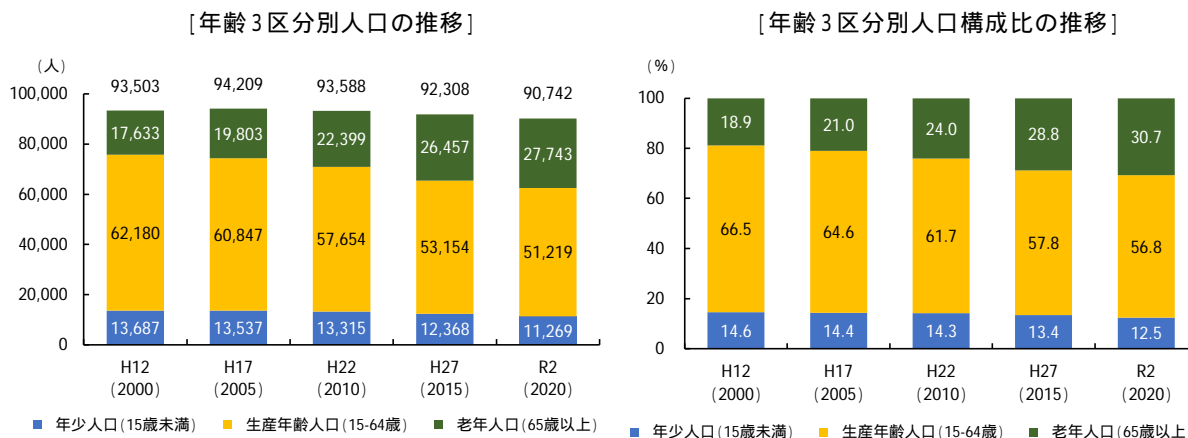
射水市では、市民と行政との協働によるまちづくりを基本姿勢として、子育て支援や教育環境の充実といった将来を担う子どもたちへの施策をはじめ、東日本大震災を教訓とし、防災拠点となる本庁舎の整備やデジタル防災行政無線の運用等の安全安心なまちづくりの推進、新湊大橋の開通や北陸新幹線の開業を契機とした観光振興、さらには、雇用の創出を図る企業誘致等を重点施策と位置づけ、各施策に積極的に取り組んでいます。

## 人口・世帯

### ア 人口の推移 ～人口減少・少子高齢化が進行～

国勢調査によると、本市の人口は平成17(2005)年の94,209人をピークに減少に転じ、令和2年には90,742人となっています。

年齢3区分別にみると、生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しており、全人口に占める老年人口の割合(高齢化率)は、令和2(2020)年時点で30.7%まで上昇しています。

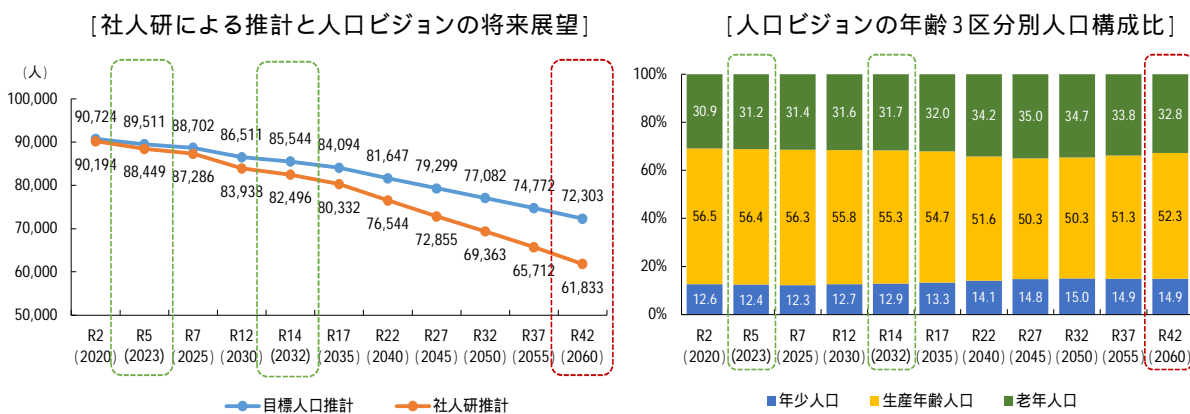


資料：国勢調査

### イ 人口の将来展望 ～2060年の人口 72,000人を目標～

令和元(2019)年度に見直しを行った人口ビジョンでは、安心して出産・子育てできる環境の整備や若者の移住・定住促進により、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計に比べ、10年間で約5千人、20年間で約1万人の人口減少を抑制するとともに、年少人口、生産年齢人口の割合を上昇させていくことを目指しています。

なお、前述のとおり、令和2(2020)年国勢調査による人口は90,742人となっており、人口ビジョンの目標人口90,724人を上回っています。



#### [目標人口算定における仮定値]

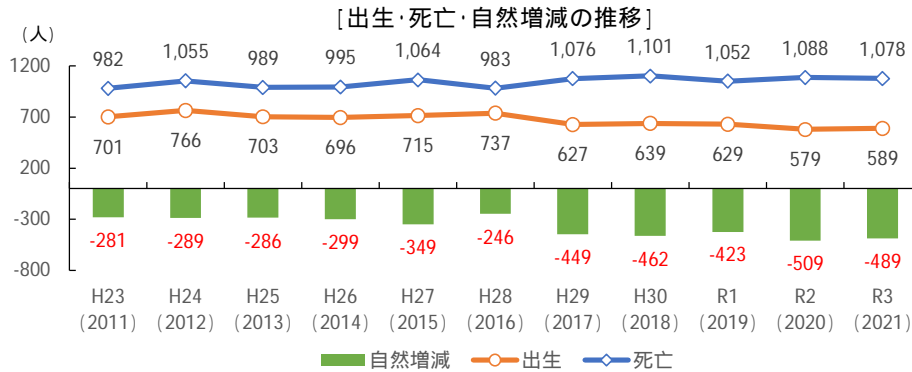
合計特殊出生率	R12までに1.837(市民希望出生率)、R22までに2.07(人口置換水準)
純移動数	R12まで社人研の20%増、R17が社人研の10%増、R22以降、社人研の5%増

資料：射水市人口ビジョン(令和元年度改定版)

## ウ 人口動態 ～自然減は拡大傾向、社会動態は転入超過～

本市の自然動態は、出生数が減少傾向の一方で、死亡数が増加傾向にあり、令和3(2021)年には489人の自然減となっています。

社会動態をみると、転入者数、転出者数とも減少傾向がみられます。年によっては転入超過となり、令和元(2019)年に171人増と大きく転入超過となりましたが、令和2(2020)年以降、再びマイナスに転じ、令和3(2021)年は47人減となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、移動が制限されたことによるものと考えられます。



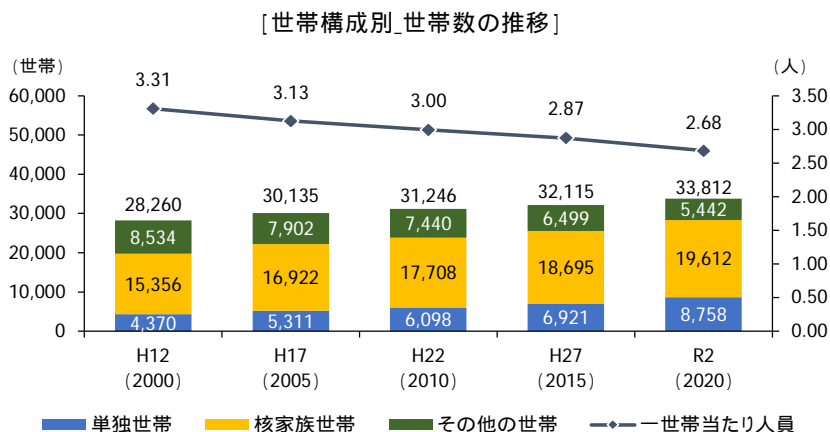
資料：富山県人口移動調査



資料：富山県人口移動調査

## エ 世帯の状況 ～核家族化等が進み、世帯数は増加傾向～

国勢調査から本市の世帯の状況をみると、世帯数は増加しており、令和2(2020)年で33,812世帯となっています。核家族化、ひとり暮らし世帯の増加が進み、1世帯当たり人員が減少しています。



資料：国勢調査

### (3) 財政状況等

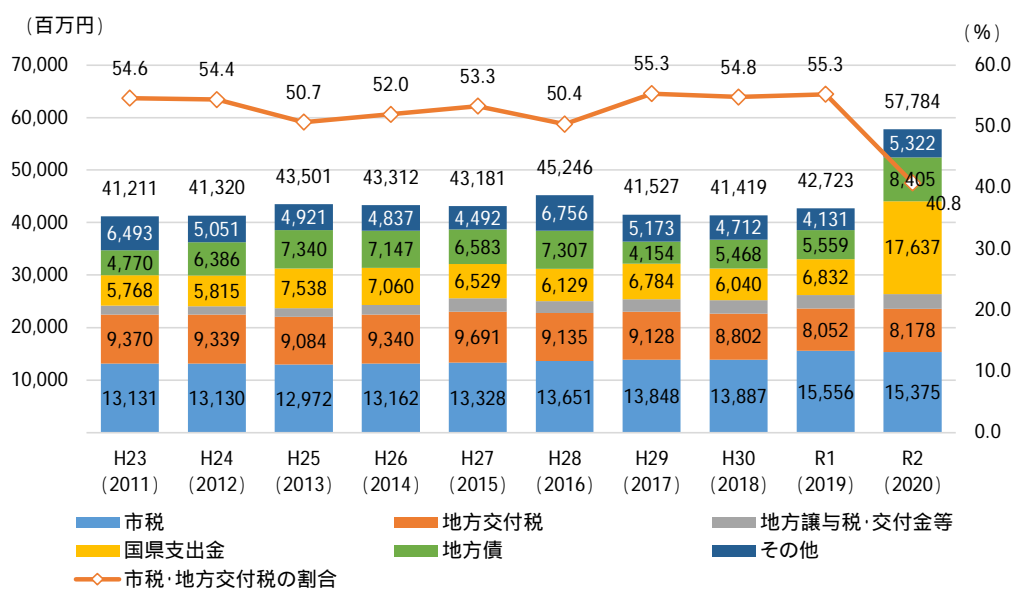
#### 決算額と歳入歳出の内訳

本市の普通会計の決算額は、約420億円前後で推移していましたが、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、国庫支出金等を活用した事業費の増加もあり、約562億円となっています。

歳入の内訳をみると、歳入のうち一般財源となる地方税及び地方交付税は、令和2(2020)年度を除き、全体の50～55%程度となっています。

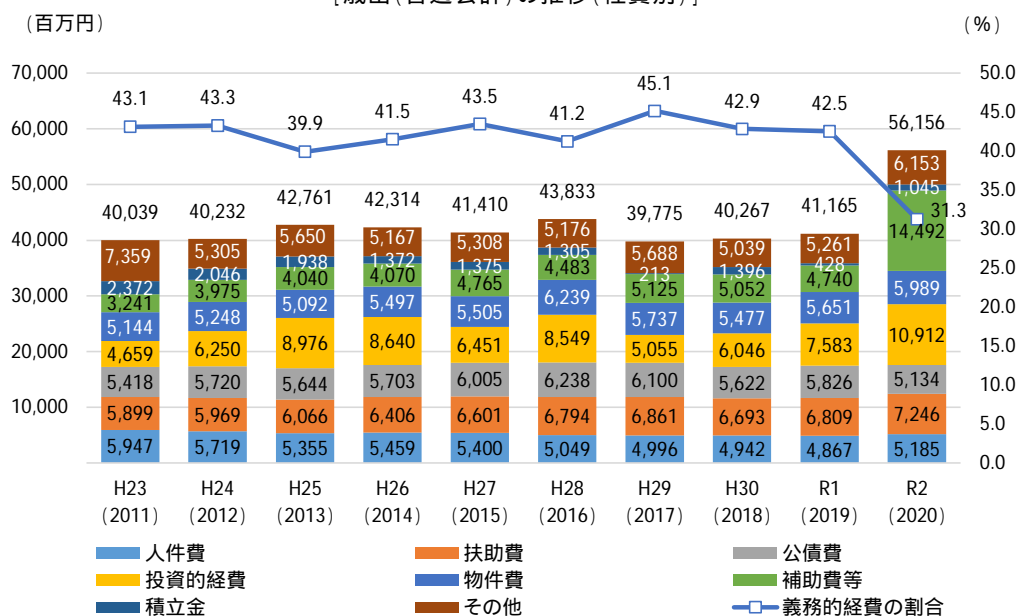
また、歳出の内訳をみると、令和2(2020)年度を除き、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費については、人件費を抑制してきた一方で、社会保障費の増大に伴い扶助費が増加傾向にあり、全体の40～45%程度で推移しています。

[歳入(普通会計)の推移]



資料：財政課

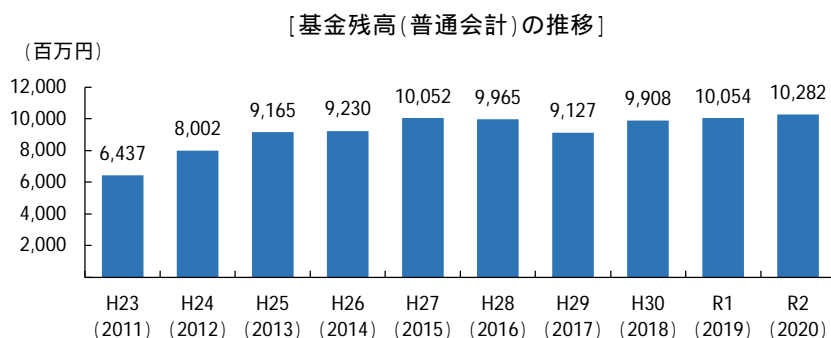
[歳出(普通会計)の推移(性質別)]



資料：財政課

## 基金残高

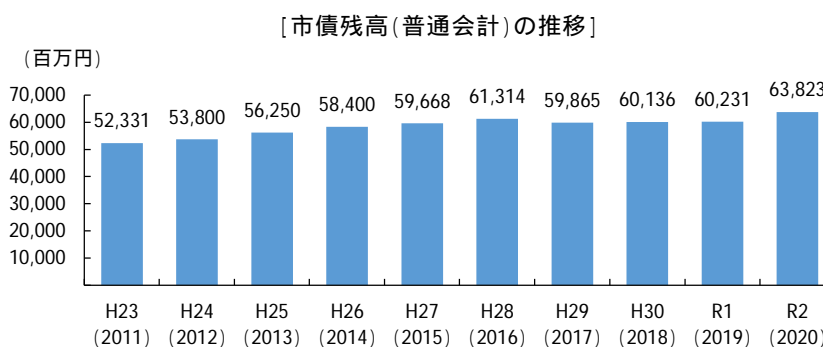
本市の基金残高は、平成29(2017)年度に大きく取り崩して以降、再び着実に増加し、令和2(2020)年度には、約103億円となっています。



資料：財政課

## 市債残高

本市の市債残高は、平成27(2015)年度以降、600億円前後で推移してきましたが、令和2(2020)年度に増加し、約638億円となっています。

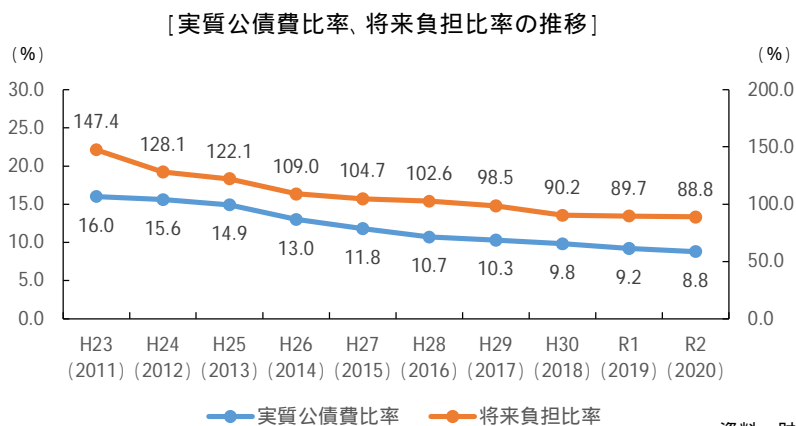


資料：財政課

## 健全化指標

本市の実質公債費比率及び将来負担比率の数値は減少(改善)し続けており、令和2(2020)年度で、実質公債費比率が8.8%、将来負担比率が88.8%となっています。

本市では、財政健全化の推進のため、市の借金である市債の発行にあたり、これまで合併特例事業債などの有利な市債を最大限に活用するとともに、市債の繰上償還や市の貯金である基金へ積み立てるなど、健全財政を堅持しています。



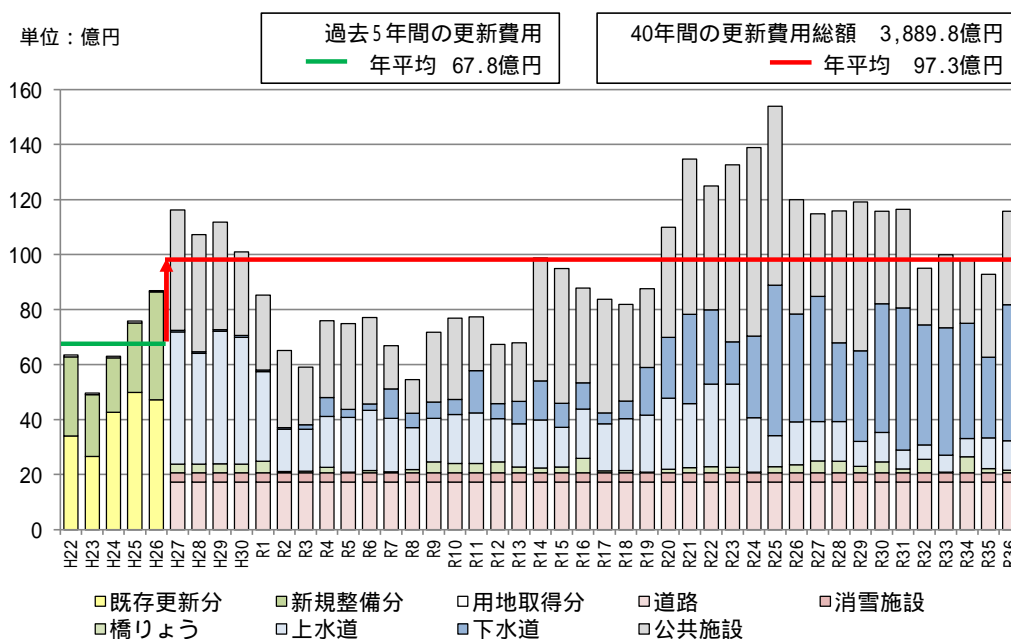
資料：財政課

## 公共施設等

公共施設(建物)とインフラ資産(道路・橋りょう、上下水道等)の平成27年度から40年間の更新費用の合計は、3,889.8億円と推計され、年平均で97.3億円が必要となる見込みです。

このことから、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を着実に推進し、民間活力の導入も図りながら、まちづくりの可能性を広げる公共施設マネジメントに取り組む必要があります。

[公共施設(建物)とインフラ資産の更新費用の見通し]



資料：公共施設等総合管理計画  
(令和4年3月改訂予定)

## 2 市民の意識等

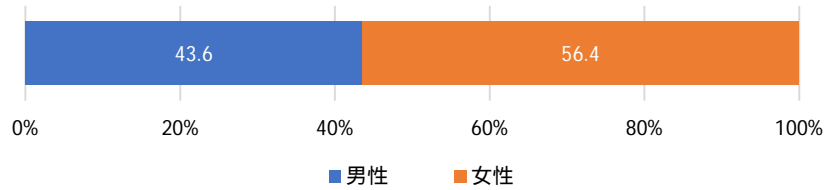
本計画の策定に当たり、市民の意識変化やこれまでのまちづくりに対する評価を検証するとともに、10年後の射水市の姿をまち全体で共有し、その実現に向けた施策の検討を行うため、令和3年度に「市民意識調査」等を実施しました。

### (1) 市民意識調査の結果概要

#### 回答者の属性

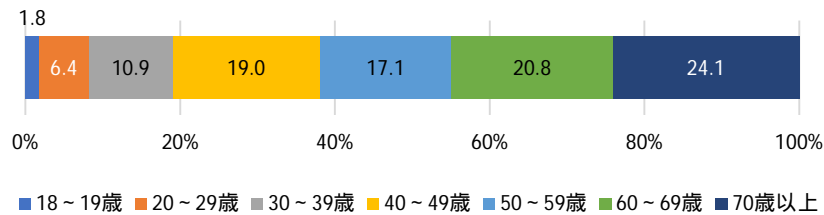
##### 【性別】

- 回答者の性別は、「男性」が43.6%、「女性」が56.4%。



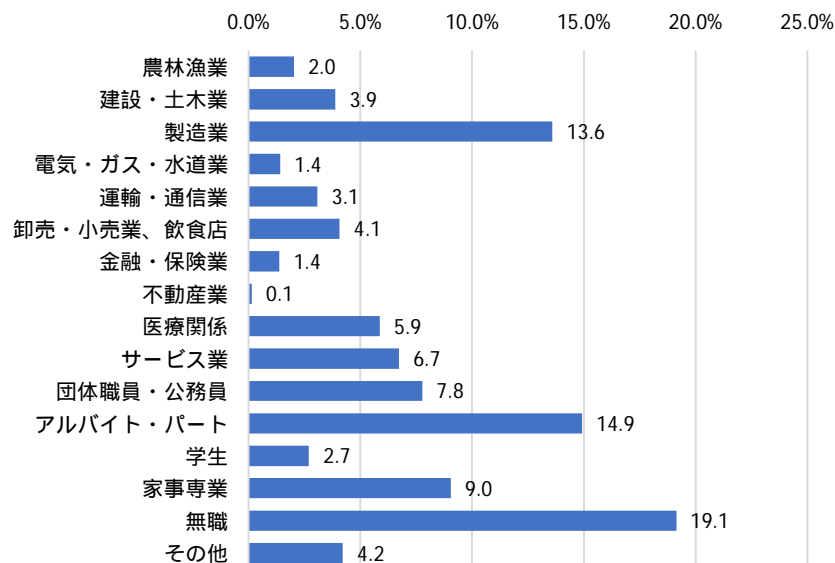
##### 【年齢】

- 回答者の年齢は、「70歳以上」が24.1%で最も高く、次いで「60～69歳」(20.8%)、「40～49歳」(19.0%)と続く。



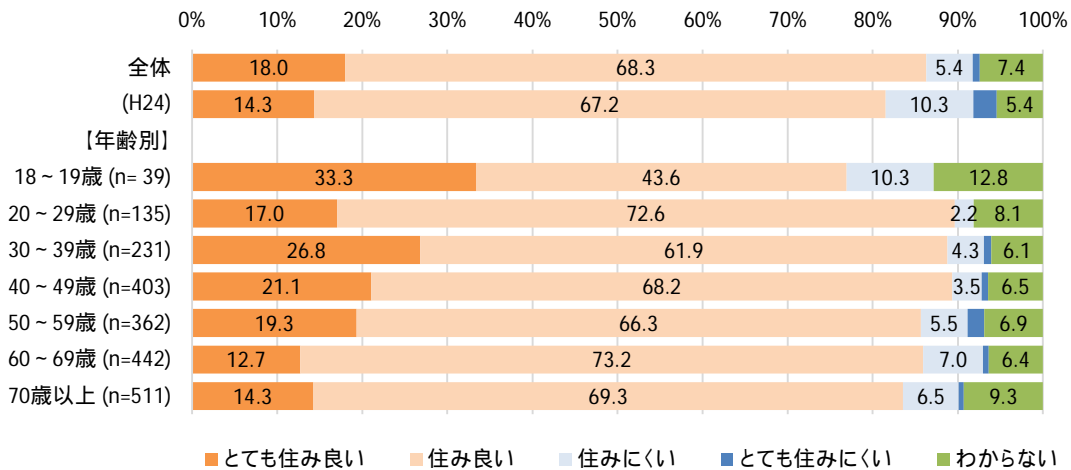
##### 【職業】

- 回答者の職業は、「無職」が19.1%で最も高く、次いで「アルバイト・パート」(14.9%)、「製造業」(13.6%)と続く。



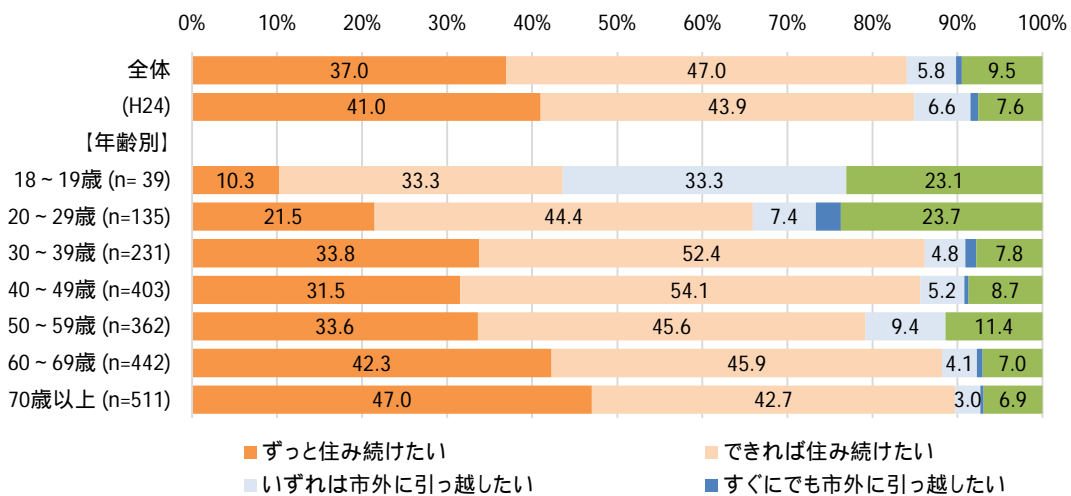
## 射水市の住み心地

- 「とても住み良い」が 18.0%、「住み良い」が 68.3%、合わせると 86.3%が肯定的。
- 肯定的回答は、年代による大きな違いはみられない。「とても住み良い」は若い年代ほど高い傾向がみられる。
- 前回(平成 24 年実施)と比べると、「とても住み良い」が 3.7 ポイント増、「住み良い」が 1.1 ポイント増となっている。



## 射水市での定住意向

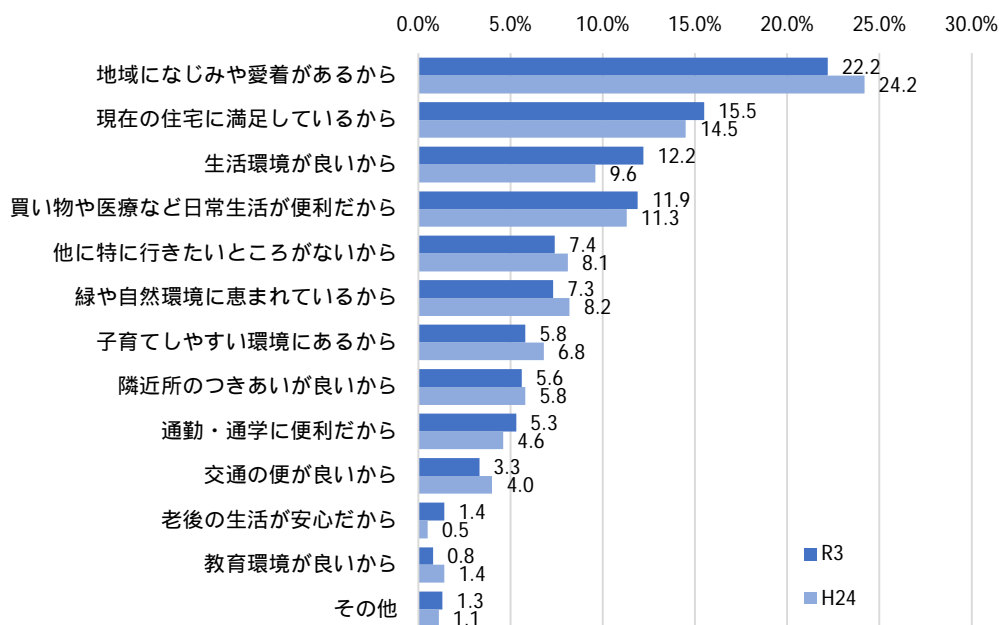
- 「ずっと住み続けたい」が 37.0%、「できれば住み続けたい」を合わせると 84.0%が『住み続けたい』と回答。
- 年代が高いほど「ずっと住み続けたい」の割合が高い傾向がみられる。30代以降は『住み続けたい』が9割前後。
- 前回と比べると、「ずっと住み続けたい」が 4.0 ポイント減少、「できれば住み続けたい」が 3.1 ポイント増加し、それらを合わせた『住み続けたい』は 0.9 ポイント減少となっている。





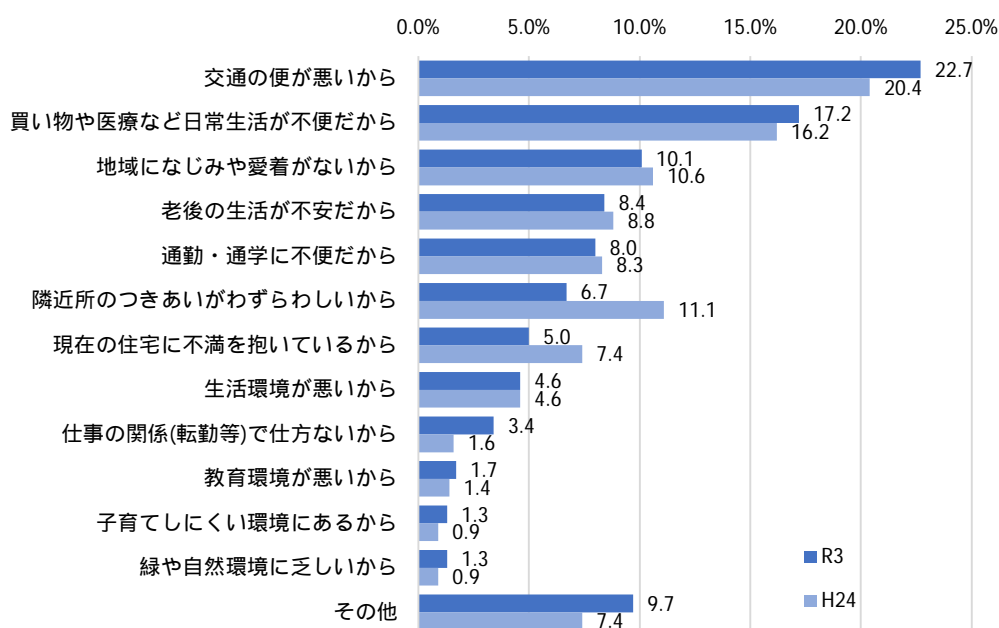
## 住み続けたい理由

- 「地域になじみや愛着があるから」、「現在の住宅に満足しているから」の割合が高い。
- 前回と比べると、「生活環境がよいから」が 2.6 ポイント増加し、「地域になじみや愛着があるから」が 2.0 ポイント減少している。



## 引っ越したい理由

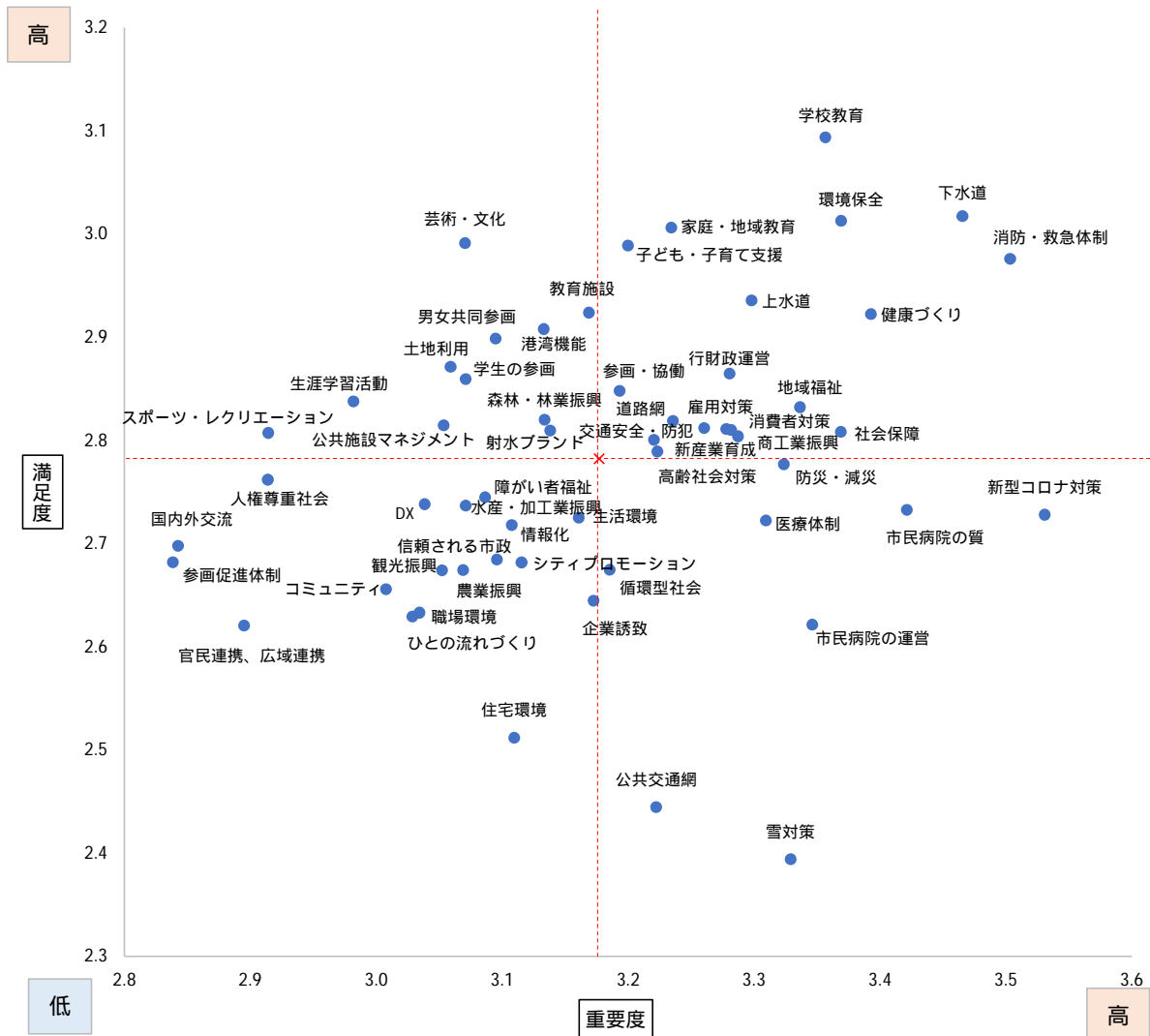
- 「交通の便が悪いから」、「買い物や医療など日常生活が不便だから」の割合が高い。
- 前回と比べると、「隣近所のつきあいがわずらわしいから」が 4.4 ポイント減少、「現在の住宅に不満を抱いているから」が 2.4 ポイント減少している。



## 施策の満足度・重要度

第2次総合計画に掲げる49の施策について、満足度と重要度をそれぞれ評価したもの。

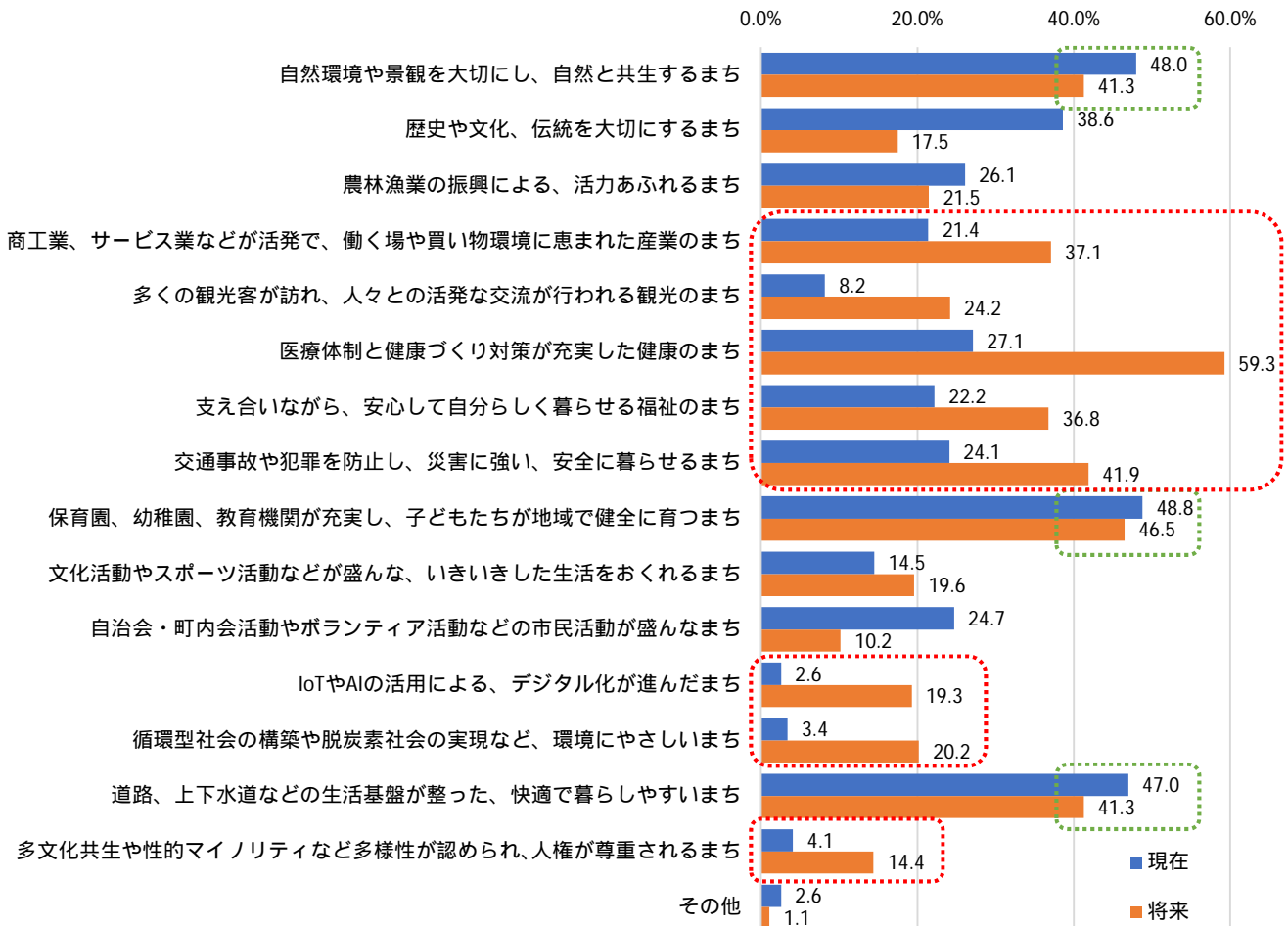
- 満足度が高い施策は、「学校教育」、「下水道」、「環境保全」など。
- 重要度が高い施策は、「新型コロナ対策」、「消防・救急体制」、「下水道」など。
- 満足度が低く、重要度が高い施策は、「雪対策」、「公共交通網」、「市民病院の運営」、「市民病院の質」、「新型コロナ対策」など。



## 射水市のイメージ

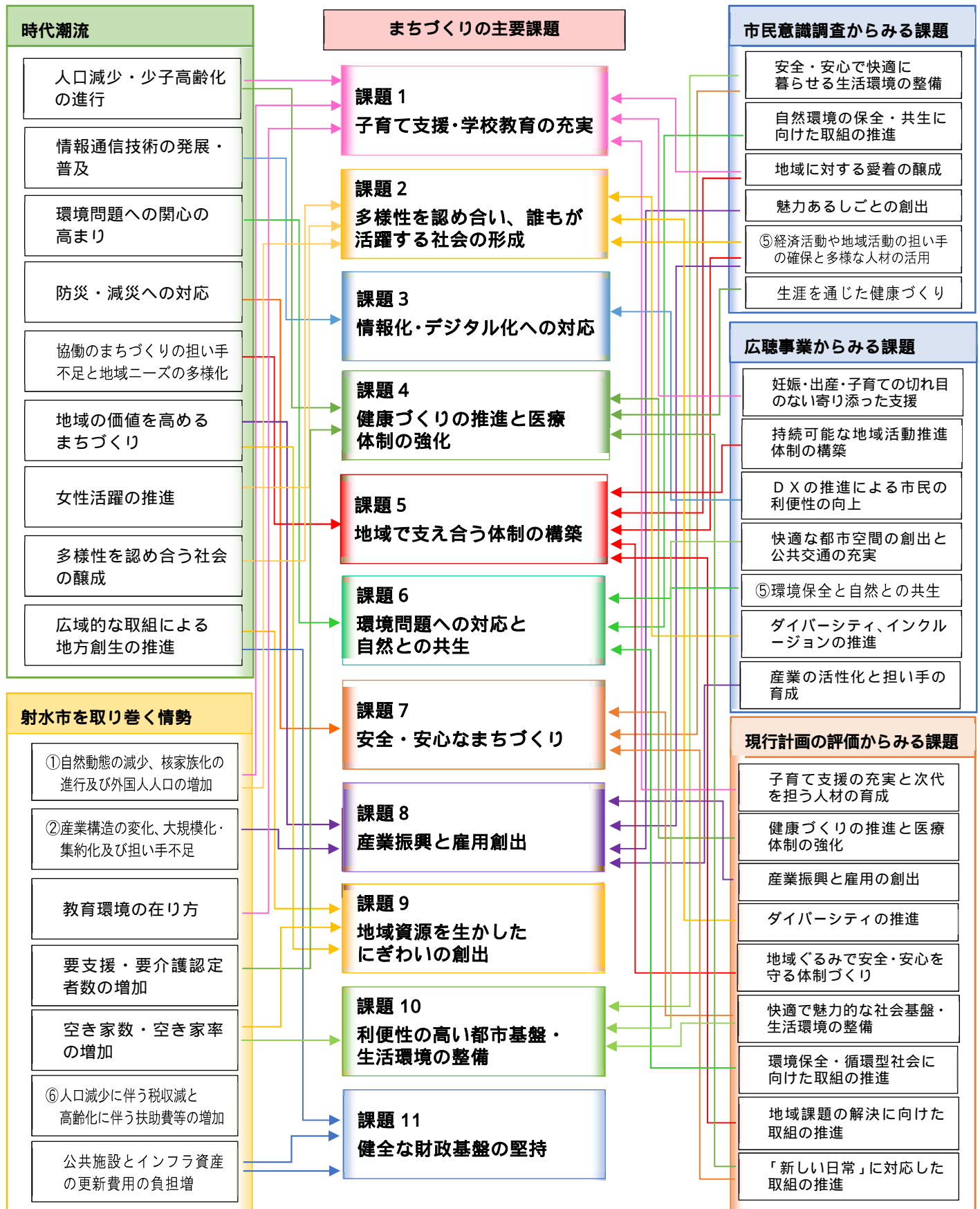
射水市のイメージを下記の15項目から、現在のイメージと将来にふさわしいイメージを選択してもらったもの。

- 現在、将来ともにイメージが高い(これからも引き継ぎたい)項目は、「保育園、幼稚園、教育機関が充実し、子どもたちが地域で健全に育つまち」、「自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち」、「道路、上下水道などの生活基盤が整った、快適で暮らしやすいまち」など。(緑囲み枠部分)
- 現在と将来のイメージのギャップが大きい(今後、力を入れていくべき)項目は、「医療体制と健康づくり対策が充実した健康のまち」、「交通事故や犯罪を防止し、災害に強い、安全に暮らせるまち」、「循環型社会の構築や脱炭素社会の実現など、環境にやさしいまち」、「IoTやAIの活用による、デジタル化が進んだまち」、「商工業、サービス業などが活発で、働く場や買い物環境に恵まれた産業のまち」、「多くの観光客が訪れ、人々との活発な交流が行われる観光のまち」、「支え合いながら、安心して自分らしく暮らせる福祉のまち」など。(赤囲み枠部分)



### 3 課題の抽出と整理

本市を取り巻く環境の変化や、市民意識調査等の内容を踏まえ、以下のとおり課題の抽出と整理を行いました。



# 資料編

# 1 計画の策定方針

---

## (1) 策定の趣旨

射水市(以下、本市という。)は、平成20年3月に本市として最初の総合計画(以下、第1次計画という。)を策定し、「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」を将来像に掲げ、その実現に向けまちづくりを推進してきました。その後、東日本大震災の発生や新湊大橋の開通、北陸新幹線の開業等、社会経済情勢の大きな変化等を踏まえ、第1次計画を引き継ぐ形で平成26年度を初年度とする「第2次射水市総合計画」(以下、第2次計画という。)を策定しました。第2次計画では、本庁舎の整備をはじめとした公共施設の適正配置のほか、デジタル防災行政無線の整備や雨水対策等の安全・安心なまちづくり、民営化による認定こども園の整備や、妊産婦へのきめ細やかなサポートを実施する産前・産後サポート事業等の子育て支援の充実、小中学校の大規模改造や空調施設整備といった学び環境の整備等、計画に掲げた施策を着実に推進してきました。

こうした中、令和2年1月に国内で最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、社会を一変させ、人それぞれの価値観の変容をもたらすとともに、今日においても日常生活や働き方といった様々な場面において新たな対応が求められています。加えて、急速な人口減少や情報通信技術の進展、さらにはSDGsの観点による誰一人取り残さない社会の実現、多様なあり方を認め合う心の醸成、個々の幸せのあり方を見つめ直すウェルビーイングといった考え方等、これからのまちづくりには新たな観点を取り入れることにより、地域の価値を高め、市民の満足度を向上させることが重要になっています。

このことから、本市のランドデザインを市民とともに描き、新たな射水の形を創造するため、現計画期間を1年前倒しし、令和5年度を初年度とする「第3次射水市総合計画」(以下、第3次総合計画という。)を策定するものです。

## (2) 計画の概要

省略 (基本構想に記載のため)

## (3) 第3次総合計画策定の留意点

第3次総合計画の策定においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済社会構造の変化を転機と捉え、これまで取り組んできた「子育て支援」や「教育環境の充実」、「安全安心なまちづくり」といった重点施策を継承するとともに、「DXの推進」、「カーボンニュートラル」、「SDGs」といった新たな観点を取り入れることにより、次の時代への流れを作り出し、これまで以上に満足感が高く幅広い世代、特に「未来世代から選ばれるまち いみず」の実現を目指します。

なお、策定にあたり、全体を通じて常に意識する観点を以下のとおり示します。

人口減少・少子高齢化への対応と地方創生の推進

急速な人口減少や高齢化の進行は今後も加速すると予想されており、地域社会や経済活動

の担い手不足、社会保障費の増大等の影響が懸念されています。このことから、第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標や各施策との連携を図り、東京一極集中の是正を図るため、移住・定住への支援や関係人口の創出、高等学校や高等教育機関等と連携した若者の定着促進(Uターン)により新しい人の流れをつくるなど、人口減少の克服と地域活性化による地方創生の実現を目指します。

### **情報化への対応**

今般の5G、ICT、IoT等の情報通信技術を活用したDXを推進するため、本市においては、いち早くDXビジョンを策定し、「射水市DXはLX(生活スタイル変革)」を基本に推進体制を強化し、全国の地方都市モデルを目指すこととしています。

引き続き、新たな情報技術により、市民生活の向上や地域の持続的な活力の維持・向上を図るとともに、公共交通、健康、医療といった幅広い公共サービスへの活用により社会的課題の解決を目指します。

また、情報化による利便性の向上や安全・安心の確保などは、全ての人々が享受すべきであり、情報格差が生じることのないよう、デジタル機器の操作に慣れてない人も含め、誰も取り残されることのない社会の形成を目指します。

### **環境問題・カーボンニュートラルへの取組**

国においては、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル)にする政策目標を表明しており、企業活動では環境負荷の軽減に向けた取組が評価され、個々の生活においても、省エネやリサイクルをはじめとした3R活動の推進など、環境にやさしい取組が推進されています。加えて、東日本大震災における原発事故を契機にエネルギーに対する関心が高まっており、再生可能エネルギーの普及拡大が進められています。

こうした動きの中、本市も地球を構成する一員としての責務を果たすとともに、本市の強みである豊かな自然、美しい景観を守るためにも、地域全体でその重要性を認識し、地域ぐるみで環境負荷の低減を目指すとともに、廃棄物を新たに資源と捉え、資源を持続可能な状態で循環させるサーキュラーエコノミー(循環型経済)の構築を目指します。

### **防災・減災、国土強靱化の推進**

地震等の大規模災害や近年の気候変動に伴う水害、大雪等の自然災害から、市民の大切な命と財産を守る必要があります。本市においても、限りある地域資源の中で、すべての市民の安全・安心の確保を図っていくためには、地域特性や脆弱性を踏まえ、自然災害に対するリスクマネジメントを行うとともに、地域全体で見守り、支え合うコミュニティの再構築に取り組むことが重要です。

あわせて、インフラ施設の老朽化・長寿命化対策を一層加速させるとともに、BCPの普及促進など、ハード・ソフト両面から効果的に防災・減災、国土強靱化の推進を目指します。

### **地域で支え合う体制づくり**

本市では、これまで市民との協働のまちづくりを推進してきましたが、地域社会活動の担い手不足や高齢化が進んでいます。また、地域ニーズも多様化しており、きめ細やかに対応する

ため、市内の様々な機関・団体や人材が主体的にまちづくりにかかわる体制を強化し、住民同士のつながりを創出しつつ、一人ひとりがまちづくりの担い手として支え合う地域づくりを目指します。加えて、高等教育機関が多数立地する特性を生かし、各校の専門的知見を連携させ、地域資源を生かした課題解決を図るコンソーシアムの設置を目指します。

### **地域の価値を高めるまちづくり**

クロスベイ新湊や救急薬品市民交流プラザといった地域の中核施設と周辺の観光資源や歴史と伝統ある文化財との連携による新しい価値の創造や地域ごとの特性、恵まれた資源を生かした魅力あるまちづくりを目指します。また、小杉駅周辺地区まちづくり基本構想、太閤山地区リノベーション計画、道の駅周辺エリア基本構想といった各地域の特性を生かした中長期的なまちづくり計画を着実に推進し、地域の価値を高めることにより、幅広い世代から「選ばれるまち」を目指します。

### **女性活躍の推進と多様性のある地域の形成**

女性が個性や能力を存分に発揮し、生き生きと暮らせる社会の実現を目指します。加えて、一人ひとりがもつ価値観や、地域や人種、性別、障がいの有無等による違いを認め合うとともに、個々の多様な生き方を後押しし、共に生きていくことができるインクルーシブな社会の実現を目指します。

また、本市は、県内でも外国人の人口比率が最も高く、フィリピン、ベトナム、パキスタン、ブラジル、中国など多様な国籍の外国人が在住していることから、引き続き、様々な交流を通じて相互理解を深めるとともに、共に地域に暮らす地域活性化の担い手の一員として、活躍できるまちづくりを目指します。

### **行財政改革の推進**

人口減少等に伴う税収の減少や急速な高齢化の進行等による社会保障費の増大、また、公共施設の老朽化への対応等により、今後も厳しい財政状況が予想されることから、より一層自立した財政運営を進めるため、国・県補助金の活用に加え、民間活力の導入など新たな財源の確保とともに事業の重点化に取り組みます。また、事務事業の効率化・適正化や新たなまちづくりの可能性を広げる公共施設マネジメントの推進等、行財政改革を着実に推進することにより、強固な財政基盤の堅持を目指します。

### **とやま呉西圏域連携中枢都市圏など広域的な取組を強化**

令和3年度からスタートした第2期とやま呉西圏域都市圏ビジョンに基づき、スケールメリットを生かしながら効率的・効果的に連携事業を展開することにより、人口減少への対応や市民サービスの向上など、広域的な視点から地方創生を目指します。

### **SDGsと連動した取組の推進**

平成27(2015)年国連サミットにおいて「持続可能な開発目標(SDGs)」が提唱され、国際社会共通の目標となっています。

日本では、平成28(2016)年12月に国がSDGs実施指針を策定し、自治体に対しても各



種計画の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

本市においても、各施策間の横断的な取組や関係団体等との連携強化などにより、SDGsが目指す方向性を踏まえ、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指します。

#### **市の個別計画との整合**

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、地域公共交通網形成計画及び都市計画マスタープラン、いみず地域共生プランといった本市の人づくり、まちづくりの根幹を成す計画との整合を図り、市全体を俯瞰する計画とします。

### **(4) 策定体制**

#### **射水市総合計画審議会**

射水市総合計画審議会条例(平成17年条例第17号)に基づき、射水市総合計画審議会を置き、市長の諮問に応じて必要な事項を調査審議します。

【構成員】40名以内(関係行政機関、公共的団体、学識経験者、公募による市民等で構成)

#### **射水市総合計画策定調整委員会(庁内組織)**

総合計画の原案等の策定等について審査調査を図り、その結果を射水市総合計画審議会に報告します。

【構成員】副市長、教育長、各部署長

### **(5) 市民参画の手法**

「まちづくりの主役は市民」との認識のもと、市民との協働、市民目線の施策を掲げる第3次総合計画とするため、総合計画審議会に各種団体の委員のほか、市民から一般公募の委員を加えるなど、市民が直接意見を述べたり、提言したりする機会を設けます。また、「意識調査」や「市長のタウンミーティング」、「市長とのまちづくりミーティング」といった広聴事業の結果を十分に踏まえるとともに、機会を捉えて、市広報や市ホームページ、市公式SNS等により審議状況を広くお伝えし、より多くの市民の意見の把握に努めます。

#### **意識調査**

市民のニーズや意識変化、まちづくりへの評価等を把握するため、一般市民向け調査のほか、転入・転出者や高等教育機関学生・高校3年生世代などを対象とした調査を実施します。

#### **タウンミーティング・まちづくりミーティング**

本計画の策定に向け、第2次計画の検証と今後のまちづくりについて多くの市民から提案、提言を聴取するため、市長と市民(団体等)とが意見交換を行う場を設けます。

#### **パブリック・コメント**

基本構想・基本計画素案について、広く市民の意見を募集し、計画策定の参考とするため、パブリック・コメントを実施します。

## 2 計画の策定体制

---

### (1) 射水市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 射水市の施策に関する総合的かつ基本的な計画について、市長の諮問に応じて必要な事項を調査審議するため、射水市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 富山県議会の議員
- (2) 射水市議会の議員
- (3) 関係行政機関の委員等
- (4) 公共的団体の役員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 市長が必要と認める者
- (7) 公募による市民

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、企画管理部政策推進課に置く。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成22年3月17日条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月24日条例第33号)

この条例は、平成28年10月11日から施行する。

## (2)射水市総合計画審議会運営要領

### 1 目的

この審議会は、市長の諮問を受け、必要な事項を調査・審議し、第3次射水市総合計画(案)を策定し、市長に答申することを目的とする。

### 2 策定する計画等

基本構想(案)及び基本計画(案)

### 3 計画概要

#### (1)計画期間

基本構想 令和5年度から令和14年度まで(10年間)

基本計画 令和5年度から令和9年度まで(前期5年間)

後期5年間は、令和9年度に策定する。

#### (2)計画の構成(大まかな掲載事項)

総論

基本構想 将来像及びまちづくりの基本方針を掲載

基本計画 将来の姿、現況と課題、目指す方向及び施策を掲載

#### (3)その他

答申する計画(案)の文書は、できる限り簡素化、平易化して、市民に親しまれ、理解されやすいものとする。

### 4 策定に関する基本的な考え方

(1)諮問の趣旨や第2次射水市総合計画の実績及び課題等を踏まえるとともに、射水市の地理、自然、歴史、本市を取り巻く社会情勢の変化及び市民の動向(広聴事業の結果等)に十分留意し、射水市の将来像、課題、目標値、基本的施策及びその実現に向けた方策を掲げた計画(案)を策定する。

(2)共通する課題として、新型コロナウイルス感染症、DX、SDGs及び多文化共生等のほか、新たなトレンドを常に意識して計画(案)を策定する。

(3)策定に当たっては、国や県の計画等との整合性について十分留意する。

### 5 運営方法等

(1)射水市総合計画審議会(以下「審議会」という。)は、全体会と部会により運営する。

(2)全体会は、委員全員が出席し、全体審議及び各部会との調整を行う。

(3)部会は3部会で構成し、子育て、教育、地方創生及び多文化共生等をテーマとする「未来創造部会」、福祉、環境及び防災等をテーマとする「安全安心部会」、産業振興、都市環境等をテーマとする「活力元気部会」とする。各部会の構成員及び所掌事項は、別に定める。

(4)委員は希望により、担当部会以外の部会にも参加することができる。ただし、各部会の委員の協議を優先、尊重するためオブザーバーとしての参加とする。また、部会の審議を進める上で、必要と認めるときは、委員以外の者を部会に参加させ、意見を聴くことができる。

- (5) 審議会に幹事会を置き、射水市総合計画策定調整委員会委員をもって充てる。
- (6) 市長は、会議に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (7) 審議会は原則公開とし、会長が認める者は、会議を傍聴することができる。

## 6 審議日程

(省略)

## 7 その他の事項

- (1) 資料は、全体会及び各部会に関わらず、すべてを全委員に配付する。
- (2) 会議録については、発言者の氏名を記載した要約記録とするが、ホームページ等への公開時には氏名を伏せる。
- (3) この要領に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

### (3) 第3次射水市総合計画審議会部会運営要綱

(目的)

第1条 射水市総合計画審議会条例(平成17年11月1日射水市条例第17号)第6条の規定により設置される部会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(部会の名称)

第2条 第3次射水市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に次の3部会を置く。

未来創造部会

安全安心部会

活力元気部会

(会議)

第3条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会に副部会長1人を置き、部会長が指名する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
- 6 部会長は、審議を進める上で必要と認めるときは、委員以外の者を部会に参加させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 部会の事務局は、企画管理部政策推進課に置く。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

#### (4)射水市総合計画審議会委員名簿

(令和4年12月 日現在、五十音順、敬称略)

役職	氏名	性別	所属団体・役職等	所属部会
会 長	大西 宏治	男	富山大学人文学部教授	活力
副会長	鈴木 真由美	女	富山県立大学キャリアセンター所長	安全
委 員	明石 あおい	女	(株)ワールドリー・デザイン代表取締役	未来
	朝倉 あゆみ	女	射水市PTA連絡協議会監事	未来
	飯山 進	男	プレステージ・インターナショナル アランマーレ部長兼総監督	未来
	岩口 久梨果	女	公募委員	活力
	上田 秀永	男	(公社)射水青年会議所直前理事長	安全
	牛塚 松男	男	射水ケーブルネットワーク(株)取締役会長	活力
	大坪 清治	男	射水市防災士連絡協議会長	安全
	荻浦 明希子	女	富山県知事政策局働き方改革・女性活躍推進室女性活躍推進課長	未来
	尾山 春枝	女	新湊漁業協同組合副組合長理事	活力
	加治 幸大	男	富山県地球温暖化防止活動推進員 (株)グリーンエネルギー北陸代表取締役社長)	安全
	門田 晋	男	射水市社会福祉協議会長	安全
	川原 辰弥	男	公募委員	安全
	木田 和典	男	射水市医師会長	安全
	古池 清一	男	国土交通省北陸地方整備局伏木富山港湾事務所長	活力
	笹川 征一	男	(一社)富山県中央古民家再生協会代表理事	活力
	高市 洋介	男	公募委員	安全
	塚本 清	男	いみず野農業協同組合代表理事組合長	活力
	津田 奈由子	女	いみずPR大使	活力
	釣谷 隆行	男	海王交通(株)常務取締役	安全
	辻 ゆかり (中崎 圭子)	女	県立新湊高等学校長 (県立新湊高等学校長)	安全
	樋上 正之	男	射水市芸術文化協会総務部長	未来
	二川 由利子	女	子ども・子育てワーク会議委員	未来
	牧田 和樹	男	射水市商工協議会長	活力
	松本 三千人	男	富山福祉短期大学 学長	未来
	松本 吉晴	男	射水市男女共同参画推進委員会委員長	未来
	宮城 克文	男	公募委員	未来
宮田 妙子	女	NGO ダイバーシティとやま代表理事	未来	
宮田 雅人	男	射水市地域振興会連合会長	未来	
森 由佳子	女	アルビス株式会社 ブランド推進部長	活力	
亘 建邦	男	小杉金融協会(北陸銀行小杉支店長)	活力	

所属部会の は部会長、委員名欄及び所属・役職名等欄の( )は前任者

## (5) 射水市総合計画策定調整委員会規程

### (設置)

第1条 射水市の施策に関する総合的かつ基本的な計画(以下「総合計画」という。)の調整等を行うため、射水市総合計画策定調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (職務)

第2条 委員会は、総合計画案の策定等について審査調整を図り、その結果を射水市総合計画審議会に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、教育長がその職務を代理する。

4 委員長は、必要に応じて射水市職員以外の者で組織する会議を設置し、総合計画に対する提言を受けすることができる。

### (会議)

第4条 委員長は、委員会を招集してその会議の議長となる。

### (専門部会)

第5条 委員会に、総合計画に関し必要な事項を部門別に調査審議するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、部会長及び幹事をもって組織し、委員長が指名する者をもって充てる。

3 部会長は、部会の会議を主宰する。

4 部会は、その担当部門に属する事項の調査又は立案が終わったときは、報告書を作り、部会長から委員長に提出しなければならない。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画管理部政策推進課において処理する。

### (その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年9月1日訓令第25号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年10月17日訓令第27号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年3月23日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令第21号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月22日訓令第20号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第12号)



この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

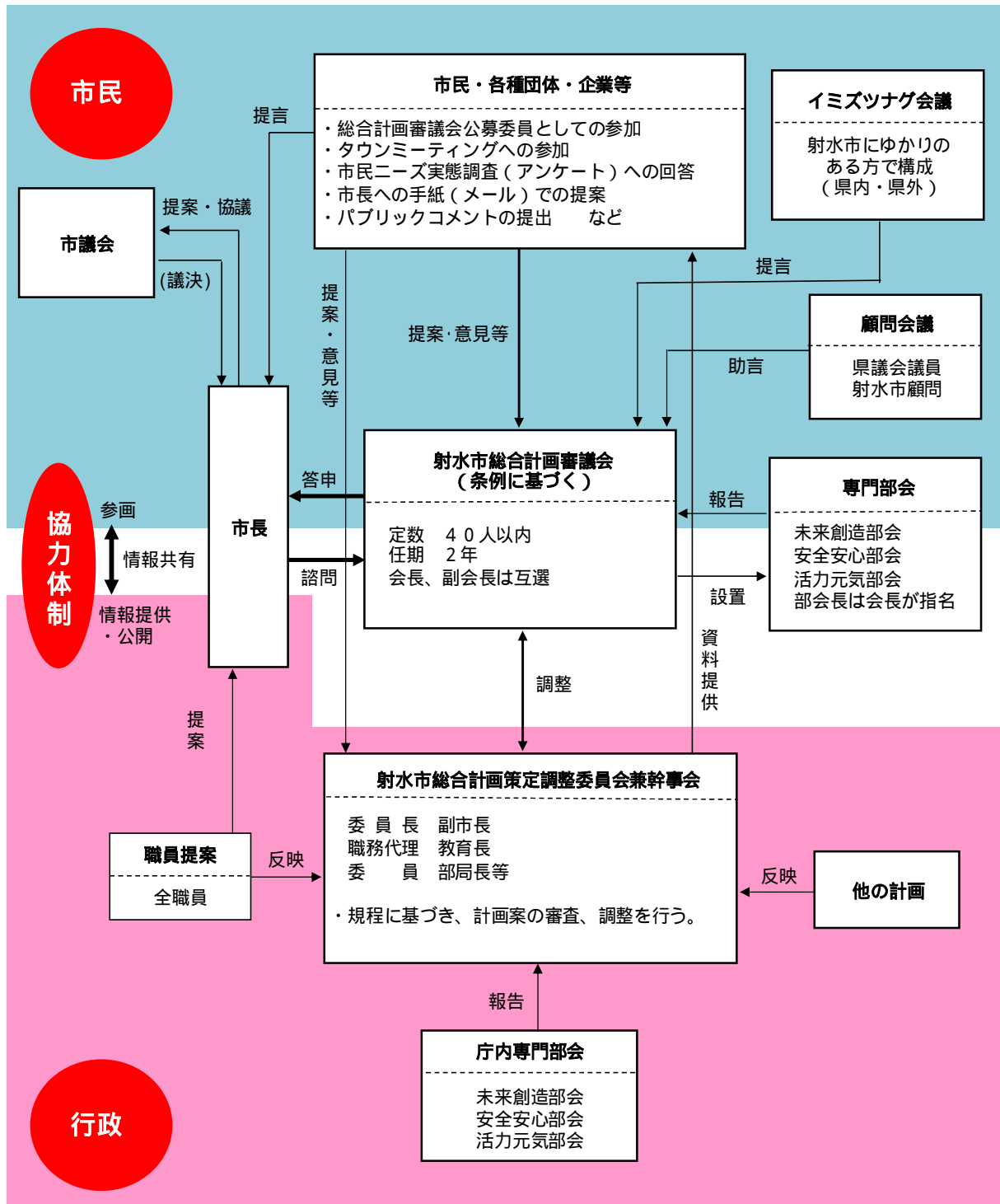
附 則(平成28年10月7日訓令第22号)

この訓令は、平成28年10月11日から施行する。

別表(第3条関係)

委員長	副市長
委員	教育長、議会事務局長、企画管理部長、財務管理部長、市民生活部長、福祉保健部長、産業経済部長、都市整備部長、上下水道部長、教育委員会事務局長、消防長、市民病院長、市民病院事務局長、会計管理者、監査委員事務局長

(6) 射水市総合計画策定体系図



### 3 計画の策定経過

---

#### (1) 市長の諮問

射 政 第 8 7 号  
令和3年12月15日

射水市総合計画審議会  
会 長 大 西 宏 治 様

射水市長 夏 野 元 志

第3次射水市総合計画の策定について（諮問）

第3次射水市総合計画（基本構想・基本計画）の策定にあたり、射水市総合計画審議会条例（平成17年11月1日条例第17号）第1条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

#### (2) 射水市総合計画審議会からの答申

### (3) 策定経過

年月 (令和)	市民参画等	総合計画審議会	市議会	庁内委員会等
3年4月				第1回総合計画策定調整委員会(4.28)
3年5月				第2回総合計画策定調整委員会(5.26)
3年6月			総務文教常任委員会(6.17) ・総合計画の策定について	
3年7月	○第1回市長とのまちづくりミーティング(農業・水産業関係)(7.20) 第2回市長とのまちづくりミーティング(国際交流関係)(7.30)			第3回総合計画策定調整委員会(7.1)
3年8月	○第3回市長とのまちづくりミーティング(P T A 連絡協議会)(8.4) ○第4回市長とのまちづくりミーティング(市内高等学校学生)(8.10) ○第1回市長のタウンミーティング(8.9) ○第2回市長のタウンミーティング(8.10) ○第3回市長のタウンミーティング(8.11) ○第5回市長とのまちづくりミーティング(商工業関係)(8.12) ○第6回市長とのまちづくりミーティング(青年会議所)(8.27) ○市民意識調査(8.23~9.30)			第4回総合計画策定調整委員会(8.24)
3年10月	○第7回市長とのまちづくりミーティング(地域振興会連合会)(10.4) ○第8回市長とのまちづくりミーティング(射水まちづくりネットワーク)(10.4) ○第9回市長とのまちづくりミーティング(子ども・子育てワーク会議)(10.4)			第5回総合計画策定調整委員会(10.27)

年月 (令和)	市民参画等	総合計画審議会	市議会	庁内委員会等
3年10月	<p>○第10回市長とのまちづくりミーティング(社会福祉団体)(10.11)</p> <p>○第11回市長とのまちづくりミーティング(芸術文化・スポーツ関係)(10.11)</p> <p>○第12回市長とのまちづくりミーティング(女性団体)(10.14)</p> <p>○高等教育機関学生調査 高校3年生世代調査 転入者調査 転出者調査 市公式LINE登録者調査 (10.25~11.10)</p>			第5回総合計画策定調整委員会(10.27)
3年11月				第6回総合計画策定調整委員会(11.25)
3年12月	○第13回市長とのまちづくりミーティング(高等教育機関学生)(12.13)	○第1回総合計画審議会(12.15) 市長より諮問	総務文教常任委員会(12.16) ・総合計画の策定方針等について	
4年1月				第7回総合計画策定調整委員会(1.26)
4年1月 ~2月		○第2回総合計画審議会(2.2) 第1回安全安心部会(2.10) 第1回未来創造部会(2.15) 第1回活力元気部会(2.16)	全員協議会(2.22) ・総合計画の策定状況について	
4年3月	外国人の思いを聴く「ワールドカフェ」(3.13)	第2回活力元気部会(3.10)		
4年4月		第3回活力元気部会(4.18) 第2回安全安心部会(4.19) 第2回未来創造部会(4.20)		
4年5月		○第3回安全安心部会(5.17) 第3回未来創造部会(5.17) 第4回活力元気部会(5.18) ○第3回総合計画審議会(5.31)	全員協議会(5.30) ・総合計画の策定状況について	第8回総合計画策定調整委員会(5.25)

年月 (令和)	市民参画等	総合計画審議会	市議会	庁内委員会等
4年7月		○第4回安全安心部会 (7.27) 第5回活力元気部会 (7.28) 第4回未来創造部会 (7.28)		
4年8月		○第4回総合計画審議会 (8.29)	全員協議会 (8.26) ・総合計画の策定 状況について	第9回総合計画 策定調整委員会 (8.24)

## 4 市民参画

### (1) 市民意識調査

調査対象	市内在住の18歳以上の市民5,000人
調査方法	配付: 郵送配付 回収: 以下のいずれかの方法にて回答 ア) 調査票に記入し、同封の返信用封筒にて回収 イ) パソコンもしくはスマートフォンにて回答(調査票からWEB回答ページに誘導)
調査期間	令和3年8月23日 ~ 9月30日
回収結果	配付数: 5,000票 回収数: 2,129票 回収率: 42.6%

### (2) 高等教育機関学生調査

調査対象	市内の高等教育機関に在籍する学生 2,578人 富山高等専門学校(4年生・5年生)、富山県立大学、富山福祉短期大学、富山情報ビジネス専門学校
調査方法	配付: 学校の協力により依頼文書をメール配信 回収: パソコンもしくはスマートフォンにて回答(依頼文書からWEB回答ページに誘導)
調査期間	令和3年10月25日 ~ 11月10日
回収結果	配付数: 2,578票 回収数: 177票 回収率: 6.9%

### (3) 高校3年生世代調査

調査対象	市内在住の高校3年生世代(平成15年4月2日~平成16年4月1日生まれ) 500人
調査方法	配付: アンケート協力依頼ハガキの発送 回収: パソコンもしくはスマートフォンにて回答(依頼ハガキからWEB回答ページに誘導)
調査期間	令和3年10月25日 ~ 11月10日
回収結果	配付数: 500票 回収数: 87票 回収率: 17.4%

### (4) 転入者調査

調査対象	直近1年間(令和2年10月1日~令和3年9月30日)に射水市に転入した18歳以上50歳未満の方500人
調査方法	配付: 郵送配付 回収: 以下のいずれかの方法にて回答 ア) 調査票に記入し、同封の返信用封筒にて回収 イ) パソコンもしくはスマートフォンにて回答(調査票からWEB回答ページに誘導)
調査期間	令和3年10月25日 ~ 11月10日
回収結果	配付数: 500票 回収数: 165票 回収率: 33.0%

### (5) 転出者調査

調査対象	直近1年間(令和2年10月1日~令和3年9月30日)に射水市から転出した18歳以上50歳未満の方500人
調査方法	配付: 郵送配付 回収: 以下のいずれかの方法にて回答 ア) 調査票に記入し、同封の返信用封筒にて回収 イ) パソコンもしくはスマートフォンにて回答(調査票からWEB回答ページに誘導)
調査期間	令和3年10月25日 ~ 11月10日
回収結果	配付数: 500票 回収数: 158票 回収率: 31.6%

## (6) 市公式 LINE 登録者調査

調査対象	市公式 LINE 登録者(約 22,000 人)
調査方法	配 付:LINE による配信 回 収:パソコンもしくはスマートフォンにて回答 (LINE から WEB 回答ページに誘導)
調査期間	令和3年 10 月 25 日 ~ 11 月 10 日
回収結果	配付数:約 22,000 人 回収数:616 票 回収率:約 2.8%

## (7) 広聴事業

市長のタウンミーティング(対象:市民)

開催日	場所	参加者数
令和3年8月9日	救急薬品市民交流プラザ 1階ふれあいホール	61 名
令和3年8月10日	射水市役所 3階会議室	54 名
令和3年8月11日	クロスベイ新湊 2階 iCNホール	57 名

市長とのまちづくりミーティング(対象:各種団体等)

開催日	団体名	参加者数
令和3年7月20日	農業・水産業関係	11 名
令和3年7月30日	国際交流関係	8 名
令和3年8月4日	PTA連絡協議会	11 名
令和3年8月10日	市内高等学校学生	10 名
令和3年8月12日	商工業関係	5 名
令和3年8月27日	青年会議所	4 名
令和3年10月4日	地域振興会連合会	20 名
令和3年10月4日	射水まちづくりネットワーク	8 名
令和3年10月6日	子ども・子育てワーク会議	4 名
令和3年10月11日	社会福祉団体	17 名
令和3年10月11日	芸術文化・スポーツ関係	11 名
令和3年10月14日	女性団体	8 名
令和3年12月13日	高等教育機関学生	8 名

まちづくりに対するメール等での意見

開催時期	概 要
令和3年8月~10月	58 件の意見提出

射水市で生活する外国人の思いを聴くワールドカフェ

開催日	場所	参加者数
令和4年3月13日	射水市役所 3階会議室	外国人 21 名、日本人 18 名